自立援助ホームの単価に含まれているものについては、次のとおり 1月の主管課長会議でお示ししたが、詳細は別冊(交付要綱、実施要 綱等)資料3のとおりである。

[事務費]

常勤職員2名、非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

「事業費」

一般生活費、被虐待児受入加算費、特別育成費、職業補導費、葬祭費

この事業については、改正児童福祉法(改正後の児童福祉法第33条の6第1項)で、その実施が地方自治体の義務とされたところであり、各自治体においては自立援助ホームの設置促進に積極的に取り組んでいただくようお願いする。(関連資料4(208頁))

② 地域生活・自立支援事業 (モデル事業) の実施

平成20年度より、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援する「地域生活・自立支援事業」をモデル事業として実施しているところである。

平成20年度は4か所の実施となっているが、新たに実施を希望する自治体があれば協議されたい。また、今後好事例を全国に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。(関連資料5(209頁))

③ 身元保証人確保対策事業の活用

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は 大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職 やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは 極めて重要である。

このため、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。施設等において本事業を活用していただくよう、周知等をお願いしたい。

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、でき

る限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ 細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めており、子ども・子育て応援プランにおいては、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととされている。(関連資料6 (210頁))

平成20年7月からは小規模グループケアの複数設置(1施設あたり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上 \rightarrow 90%以上)するなど、ケア形態の小規模化の一層の推進を図ることとしたところである。

平成21年度予算案においては、このプランの最終年に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。

② 幼稚園費の創設

平成18年10月現在、児童養護施設に入所している3~5歳児は約4,500人となっている。

児童養護施設、里親等に措置されている児童についても幼児期から 適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があるこ とから、平成21年度予算案においては、幼稚園の就園に要する経費 (就園奨励費を控除した額)を支弁し、未就学児童の支援を図ること としたので積極的に活用されたい。

③ 教育費の拡充

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している 児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案におい ては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を 支弁対象とすることとしたところである。

また、学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象とすることとしたところであるので積極的に活用されたい。

④ 基幹的職員の配置

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要があり、具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある

ことが指摘されている。

平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設することとしたところである。研修事業の詳細については、別冊(交付要綱、実施要綱等)資料14「基幹的職員研修事業実施要綱(案)」のとおりであるが、さらに具体的なカリキュラム例について今年度中にお示しする予定である。

基幹的職員の人件費の改善に要する費用については、都道府県が実施する研修を受講しなければ対象とならないため、各自治体においてはできるだけ早期に当該研修の実施をお願いする。

なお、この研修の研修講師等を務める指導者養成研修を、平成21年度より国立武蔵野学院において実施することとしており(関連資料7 (211頁))、各都道府県の専門家や施設関係者等の参加にご配慮いただき、都道府県の基幹的職員研修の内容の確保・向上に努めていただくようお願いする。

⑤ 児童家庭支援センターの拡充

児童家庭支援センターについては、改正児童福祉法により、本年4月から、施設附置の要件を廃止し、施設に附置されていなくとも児童家庭支援センターとなることを可能としたところである。

また、平成21年度予算案においては心理療法担当職員について、 常勤化(一部)したところである。

法改正後の要件については、

都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託 先として適切な水準の専門性を有する機関であると認めたものであ り、

- ア 相談・支援を担当する職員及び心理療法等を担当する職員を配置すること
- イ 夜間や緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならないこと
- ウ 児童相談所など一時保護、ショートステイ等を実施できる機関と 連携体制が取れていること

とする予定であり、詳細は別冊(交付要綱、実施要綱等)資料15「児童家庭支援センターの設置運営について(一部改正案新旧表)」のとおりである。

運営機関としては、例えば児童虐待関係で相談実績を有する団体、妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。

こうした機関を積極的に活用することにより児童家庭支援センターの 設置促進を図っていただくようお願いする。また、今後好事例を全国 に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。(関連 資料8 (217頁))

なお、児童家庭支援センター運営モデル事業については、平成18年度以降実施実績がないこと等から、平成20年度限りで廃止することとする。

(6)被措置児童等虐待の防止について

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り 込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組み を整備することとしたところである。

1月の主管課長会議において、「被措置児童等虐待ガイドライン (案)」について説明を行ったところであるが、都道府県においては、被措置児童等虐待に関して、都道府県の関係部局(社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など)の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることをお願いする。

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益の観点をしつかり持ち、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組を総合的に進められたい。

2. 児童養護施設等の整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要網」 (昭和38年3月19日厚生省発社35号)の設備基準により行われて いるところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金(以下「交付金」という。)に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の 定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっ ては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に 十分配慮し、個室化を積極的に進められたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努められたい。

平成21年度予算案において、小規模住居型児童養育事業・児童自立生活援助事業を実施するための施設(以下、それぞれ「ファミリーホーム」・「自立援助ホーム」という。)及び小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の整備費を次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とするとともに、心理療法室整備加算・親子生活訓練室整備加算・通所部門加算の対象となる施設を拡大することとしているので積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努められたい。

(各加算について拡大される施設種別)

・心理療法室

現行対象施設:児童養護施設、情緒障害児短期治療施設

追加対象施設:乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施

設、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設

· 親子生活訓練室

現行対象施設:児童養護施設、乳児院

追加対象施設:児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設

• 通所部門

現行対象施設:児童自立支援施設

追加対象施設:情緒障害児短期治療施設

また、ファミリーホーム・自立援助ホームの整備にあたっては、独立 行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象となるとともに、自立援助 ホームの融資率については平成21年度に75%から80%に改善され る予定であるので了知されたい。

3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

(1)児童扶養手当について

① 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養 手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づ き、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされ ている。

平成20年度の児童扶養手当額は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、「児童扶養手当法」の規定による本来額とは異なる特例額とされており、その額は本来額よりも1.4%高い額とされている。

平成21年度の児童扶養手当額については、平成20年の全国消費者物価指数の上昇が対前年1.4%であるため、平成21年度は本来額が特例額と並び、手当額は本来額によることとなるが、結果的に平成20年度の特例額と同額に据え置かれることとなる。

手当額

(平成20年度) (平成21年度) 全部支給(月額) 41,720 円 → 据え置き

一部支給(月額) 41,710円 → 据え置き

~ 9,850 円

② 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月分の児童扶養手当より実施されている児童扶養手当一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げる。

各自治体におかれては、一部支給停止適用除外手続を行っていない 受給資格者との連絡、手続の支援等に引き続きご尽力をいただいてい ることと存じ上げるが、こうした支援をさらに進めていただくととも に、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を 取り消した後、速やかに差額を随時支払うなど、受給資格者の立場に 立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取り組みを促していただくようお願いする。(関連資料9、10(218頁、219頁))

(2) 母子家庭等の就業支援対策の充実・強化について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育で・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

経済・雇用環境が非常に厳しい状況にある中、母子家庭等の自立促進のためには、一層、就業支援に力を入れていく必要があるが、各事業については、未実施の自治体もなお多いことから、未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってもよく連携し、効果的な実施に努められたい。

さらに、前述の児童扶養手当の一部支給停止措置に関しては、児童扶養 手当担当部局と就業支援等担当部局とが連携しつつ、各種就業支援施策の 周知やそれらの利用に向けた働きかけについて、特段の配慮をお願いした い。

① 母子家庭等就業·自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、自治体によりかなり差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。(関連資料11 (220頁))

また、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)平日の夜間や土日祝日における相談の実施、(4)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(5)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供や、一般市等が行う事業と連携しその実施を支援する等、より多くの一般市等において事業が実施されるようご協力をお願いしたい。

② 母子自立支援プログラム策定等事業

ア 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、平成19年12月に策定した「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」においても、①平成21年度までに実施自治体の割合を100%とし、②平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組むとともに、実施している自治体におかれても、積極的に取り組まれたい。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているので、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

なお、本事業については、児童扶養手当の一部支給停止措置に関しても、就業に向けた活動の一つとして活用が図られるものと考えられることから、児童扶養手当担当部局とよく連携して積極的な活用を図られたい。

イ 生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定する「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところである。そうした中、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する支援要請が円滑に行われ

ないケースが見受けられることから、昨年10月に、ハローワーク等 に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、事務 連絡により依頼しているところであるので、管内の市等も含め特段の 配慮をお願いする。

また、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を 提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援 要請が可能となるような工夫をお願いしたい。(関連資料12(221頁))

③ 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、平成20年度第2次補正予算により支給期間を「修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)」から「修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)」に延長することとしたところであるので、各自治体におかれては、母子家庭の母や養成機関に対する適切な周知についてお願いしたい。(関連資料13 (230頁))

また、①高等技能訓練促進費における所得水準に応じた給付額の設定 及び②入学支援修了一時金の支給については、平成21年度から具体的 な適用が始まることから、課税状況の確認等事務に遺漏なきよう実施さ れたい。

また、母子家庭自立支援給付金事業については、「『福祉から雇用へ』 推進5か年計画」において、平成21年度までに実施自治体の割合を100%とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治 体については早急に取り組まれたい。

④ 日本版デュアルシステムの拡充

平成20年度から、公共職業訓練において、日本版デュアルシステムが拡充され、母子家庭の母等も含めた職業能力形成機会に恵まれなかった方々を対象に、独立行政法人雇用・能力開発機構を通じ、専門学校等の民間教育訓練機関等における座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を実施しているところである。

各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料14 (231頁))

⑤ 技能者育成資金貸付の拡充

平成20年度から、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対し、訓練受講期間中の生活費等について、独立行政法人雇用・能力開発機構から貸付けを行ってきたところであるが、平成20年度第1次補正予算において、貸付額の引上げを行うとともに、母子家庭の母等について、一定の要件を満たした場合の返還免除制度を創設したところである。

また、第2次補正予算においても、対象者に離職した派遣労働者等を 追加するとともに、返還免除要件の緩和及び扶養家族を有する方々に関 して貸付額の引上げを行うこととしたところである。

各自治体におかれては、これらについて、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料15 (232頁))

⑥ 中小企業雇用安定化奨励金

平成20年度から、有期契約労働者の雇用管理の改善のために、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、ハローワークにおいて奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金事業を実施しているところである。

本事業については、対象となる労働者に母子家庭の母がいる場合に、 支給要件の緩和等の拡充措置があるところであり、各自治体におかれて は、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお 願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・ 周知が図られるよう配慮願いたい。)

⑦ 母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コースの開発・実施

母子家庭の母等については、DVや離婚等により精神的にダメージを受けている方々もおり、そのような方々については、支援においてもきめ細やかな配慮が必要である。そのため、平成21年度予算案において、そのような母子家庭の母等に対する支援の実績とノウハウを有する民間機関と共同し、独立行政法人雇用・能力開発機構において母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コース開発し、全国数か所で実施することとしているので、留意願いたい。(関連資料16 (233頁))

⑧ マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を行うマザーズハローワーク等の支援拠点を整備してきたところである。既存の98か所(マ

ザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー50か所)に加え、平成20年度第1次補正予算及び平成21年度予算案において新たにマザーズコーナーを50か所設置することとしているほか、母子家庭の母等の支援機関への出張相談や託児付きセミナーの開催、都道府県労働局が自治体等との連携により設置する「子育て女性等の就職支援協議会」の開催等による子育て支援ネットワークの強化等を行うこととしているので、積極的な協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)(関連資料17(234頁))

⑨ 母子家庭の母の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇い入れに際しては、求 人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母 子家庭の母の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

⑩ 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する 政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡 婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができる こととされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対 して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業促進について ご協力をお願いしたい。

(3) 平成21年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の 社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子 福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年 度から実施しているところである。

平成21年度においても、関連資料18 (235頁)の実施要領(案)に基づき表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(4) 母子家庭等日常生活支援事業の改正について

本事業において、生活援助に係る便宜を提供する家庭生活支援員の資格要件については、これまで「訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上」

としていたが、講習の受講の負担等を考慮し、これに「一定の研修を受講した者」を追加する等の改正を行う予定であるので了知されたい。

また、本事業については、父子家庭も対象であり、就業により家計を 支えながら子育てや家事を行わなければならないひとり親家庭の自立を 支援する上で重要な事業である。父子家庭を含め、本事業の対象者に対 する周知をお願いするとともに、本事業を未実施の自治体におかれては、 早急に事業を開始されたい。

(5)養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、 養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援セ ンター」を設置・運営しているところである。(関連資料19 (236頁))

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援 センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治 体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的に活用され たい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官OB等養育費や離婚問題等に詳しい者を専任することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する全国研修会を実施しており、平成21年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らい願いたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、 養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都 道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸 籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等の 相談窓口等において配布する等活用されたい。

(6) 母子寡婦福祉貸付金について

本貸付金においては、昨年8月に取りまとめられた「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、生活資金の貸付けについて、①生活安定貸付期間における無利子枠を引き上げる(月額2万円、累計48万円→月

額4万円、累計96万円)とともに、②3か月相当額の一括貸付けを可能としたところであるので、申請や相談に訪れた母子家庭の母等に説明する等周知に努められたい。また、①に伴い、平成15年度から可能としている養育費取得に係る裁判等に要する費用に充てるための生活資金の一括貸付けにおいても、無利子枠を24万円から48万円に引き上げているので留意されたい。

なお、貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により 償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところであ る。経済的自立の助成等を図るという貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付 けに際して、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支 援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向 上に努められたい。

4. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対 策等について

(1) 婦人相談所等における体制強化について

平成19年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、23,758人(前年度22,315人)、30.7%(前年度29.6%)となっている。(関連資料22(249頁))

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力(以下「DV」という。) に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への 専門研修、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における心理療法担 当職員の配置等様々な事業に関する予算を計上してきたところである が、今後もご活用いただき、被害者の相談、保護等の支援体制の充実、 強化を図られたい。

また、平成21年度予算案では、新たに次のような事業を行う予定であるので、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

① 婦人相談所がDV被害者等を一時保護委託するための経費の充実 DV被害者等の一時保護委託件数(平成19年度実績:1,661 件)は年々増加しており、同時に同伴家族(平成19年度実績:2,089件)の数も増加している。同伴家族のうち乳幼児の占める割合 は約53%(平成19年度実績)で、同伴家族の二人に一人が乳幼児 となっている。乳幼児期は、食事面、衛生面、安全面等において手厚 いケアが必要であることから、このような状況に対応できるよう同伴 児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用 の単価を設定することとした。

② 婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設には、DV被害者等(平成19年度在所者数:1,3 14人)が入所しているが、同伴家族として多数の児童(平成19年度在所者数:502人)も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた同伴児童へのケアの充実を図るための指導員を配置することとした。(別冊(交付要綱、実施要綱等)資料17)

③ 人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施

人身取引被害者(平成19年度一時保護人数:36人)及び外国人DV被害者(平成19年度一時保護件数:407件)への適切な支援を確保するため、都道府県又は地方入国管理局等の関係機関に登録している通訳者や既に他の分野で通訳として活動している者及び外国語能力が高く被害者支援に意欲のある者を対象として、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者の養成研修を都道府県が実施する場合に補助を行うこととした。

さらに、障害があること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等にあたっては、施設のバリアフリー化などにより適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、被害者の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いする。

(2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、最近の新たな取り組みのうち主なものは、以下のとおりである。

① DV被害者の一時保護の委託について

被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、 委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合には、当該施設は、 速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡すること、婦人 相談所は、速やかに、一時保護の要否判断、委託の適否の決定及び当 該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被 害者及び当該施設に伝えることとした。

- ※「「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について」(平成20年1月11日雇児福発第0111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)
- ② DVを受けた被扶養者の取扱い等について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針」(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生 労働省告示第1号。)において、被害者の自立支援に係る医療保険に 関する事項の見直しが行われ、医療保険上の取扱いについて、婦人相 談所の証明書等により、被害者等が被扶養者等から外れることができ ること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第 三者と解すること、被害者等の医療費通知は被害者から申し出のあっ た送付先に送付することを示した。

- ※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成 20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保健課長通知) 等
- ③ 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について

DV被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合については、配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給すべきものとしてきたところである。しかし、配偶者からの暴力の事実を把握することが必ずしも容易でなく、支給事由消滅の判断を適切に行うことが難しい場合もあることから、DV被害者に係る児童手当の取扱いについて、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合に、職権により配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給するための事務処理に関する運用指針を示した。

※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」(平成20年5月9日雇児発第0509004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

このように、被害者の安全の確保に配慮することを第一に自立支援等を行うこととされていることから、関係機関に対し引き続き周知徹底をお願いしたい。

(3) 人身取引被害者の保護について

① 人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた254名(平成20年11月末現在)について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より人身取引被害者について、婦人相談所から 民間シェルター等への一時保護委託を実施しているところであり、平 成20年11月末までに89名の一時保護委託が実施されたところで ある。(関連資料23 (255頁))

② 婦人相談所の体制についても、外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費(他法他制度が利用できない場合に限る)、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意体制整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用し、今後も引き続き、 人身取引被害者に対する適切な保護をお願いしたい。

③ 被害者への対応等については、平成18年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところである。今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害者に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害者の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。

(家庭福祉課 関連資料)

うち専門里親 うち親族里親 (資料1)

				R	 L親(全体	7) <u>F</u>
番号	都道	府但	. 夕			
	마면	אב ניוו	: 711	登録 里親数	委託	委託
1	北	海	道		里親数	児童数
2	青		県	472 116	194 35	290 44
3	岩	_	県	145	34	42
4	宮		県	75	26	33
5	秋	田	県	101	25	28
6	<u>Щ</u>		県	109	13	17
7			県	161	37	46
8 9	<u>茨</u> 栃		県県	144	57	90
10			県	191 134	59 41	76
11			小県	312	95	66 113
12	Ŧ		県	247	115	149
13	東		都	584	293	406
14		奈川	県	174	68	87
15	<u>新</u>		県	172	51	67
16			県	61	9	15
17			県	33	9	11
18 19	<u>福</u> 山		県県	53	9	10
20	— <u>世</u>		県	109 193	45 33	65
21	<u></u>		小果	145	35	38 38
22	静		県	214	52	75
23	愛		県	253	74	126
24	三三		県	204	54	75
25	滋		県	206	38	74
26	<u>京</u>		府	67	19	18
27	츶_		府	143	37	49
28 29	<u>兵</u> 奈		県県	230	82	76
30		<u>文</u>	_	104 72	16	23
31	鳥		県	68	16 27	21 41
32	島		票	89	23	30
33	岡		県	92	27	31
34	広	$\overline{}$	杲	107	26	33
35	<u>山</u>		杲	125	36	48
36	<u>德</u>		杲	44	19	25
37			果	45	16	23
38	爱_		県	61	9	10
39 40	<u>局</u> 福		県	109	38	16
41	佐		果	44	9	61 11
42	長		県	69	14	16
43	熊	本!	県	86	32	40
44	大	分!	杲	111	45	62
45	宮	崎!	県	112	42	55
46		見島 場		59	25	25
47			果	246	73	122
48	<u>札</u>		車	123	62	93
49 50	<u>仙</u>	<u>台</u> たま	中	52	19	23
51	<u>- 은 </u>		市	62 38	18 14	18 20
52	横		Ħ	101	49	96
53	川		†	94	45	84
54	新	潟i	ήī	59	18	26
55	静	岡i	th.	83	27	26
56	浜		4	40	11	10
57		5屋1		87	25	36
58	<u>京</u>		†	63	16	21
59			市	94	45	93
60 61	<u>堺</u> 神	<u></u>		20	5	9
62	<u>一种</u> 広		市市	77	12	27
63		<u>国</u> 九州市	_	46 60	<u>8</u> 21	14 38
64	福		市	76	39	65
65		頁賀月		14	6	15
66	金		ħ	13	2	2
	計			7934	2582	3633
		短礼を	ᆕ교	女報告例[平		

う	ち専門里新	引里親 うち親族里親			
登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	受託 里親数	委託 児童数	
28	4	4	9	10	
13	2	2	5	7	
<u>4</u> 3	1	1	5	8	
4	1		4	4	
6	1	1	4	6	
1	1	1	1	1	
4	2	2	1	1	
10	1	1	12	19	
3	3	-	3	5	
18	3	3	_	-	
17	1	1	15	22	
13			1	1	
16	5	3	3	3	
3	1	1	20	29	
5 2					
3			3	4	
4	1		2	3	
3			14 8	24 11	
5			3	4	
5		1	4	10	
18	4	5	2	3	
10	2	2	18	34	
9	=		11	14	
1	1	1	6	10	
5	3	3	13	21	
15	6	6	5	7	
2	1	1	3	5	
5	2	2	1	1	
11	3	4	6	9	
7 15	2		3	4	
8	1	2	2	4	
18	3	5	10	4	
4		<u> </u>	5	15 7	
2			2	2	
-	_	-			
1	_	_	_	_	
4		· -	8	13	
			5	13 5	
4		_	1	1	
12	1	1	3	4	
10	2	3	1	1	
8	1	1	4	4 2	
5	2	2 7	1	2	
12	9		6	11	
10 5	3	3	-		
<u>5</u> 7	1	1	1	2	
5	3	3			
			2 7	3 10	
10	2	3	3	10 5	
			1	5 3	
5	1	1	2	2	
2		_	-		
2			_ 6	8	
4	2	3	5	5	
2	2	2	11	20	
			11 2	3 2	
5		1	2	2	
1	1	1			
7			4	6 5	
5			3	5	
			2	3	
420	11				
428	86	88	285	430	

里親支援機関事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1)目的

保護を要する子どもに対しては、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親制度の普及・促進が重要となっているが、諸外国と比較しても日本の里親制度の普及はまだまだ進んでいない状況である。こうした状況を踏まえ、里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRするとともに、里親を育て、支えていく体制の整備を図るものとする。

(2)内容

里親への委託を積極的に推進するために、

- ① 里親制度の広報啓発等、新規里親を増やすためのPRを積極的に行う
- ② 里親登録前研修の実施、研修体制の充実を図る
- ③ 子どもに最も適合する里親を選定するための調整等を行う
- ④ 委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導等の支援を行う

等の業務を乳児院、児童養護施設等の施設やNPO法人等へ委託することを可能にし、 総合的に実施する。

- [①②については都道府県・指定都市・児童相談所設置市単位で実施。③④について は児童相談所単位で実施。]
- ※3年間(平成22年度まで)経過後、既存事業の里親支援事業(里親研修事業・里親養育相談事業・里親養育援助事業、里親養育相互援助事業)及び里親委託推進事業は廃止とする。
- 2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(社会福祉法人、NPO等への委託も可能)
- 3. 補助根拠 予算補助
- 4. 補助先・補助率 1/2 (国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

		道府県市名		里親制度普及促進事業	里親委託推進・ 支援等事業
11	北	海	道		
2		森	県県	0	1
3	표-	爭	一省	Ö	1
- 31	岩宮			<u></u>	
4	昪	城	易		
		田	県県		
6	山	形	県	0 1	11
	福	島	県		4
8	茨	城		0	1
	륢		県県		3
9	100	<u></u>			
	群	馬	_ 児		
11	埼	玉	県	0	
12	千	葉	県		
	東	- 名 -	都	0	1
	<u>*</u>	7 11	- 밥		
14	神	奈川	見		
15	新	潟	果	0	
16	富	Ш	剔		
17	石	JII	県		
		#	首		
		ラー・デリー デリー・ディー ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・	一部	$\overline{}$	1
	<u>Ш</u>	梨	<u>- </u> 斟	0	1
		野		<u> </u>	
21	岐	阜	県県県県県県	0	
22		岡	県		,
23		知	県県	0	
			一晋		
24		重			
25	滋	賀	· 県	0	1
26	京	都	府		
27	天	阪	府	0	1
28	台	庫	盲	Õ	
			県	├ 	1
29	苯	良			<u> </u>
30	和	歌山	県		
31	鳥	取	県		
32	島	根	一県	0	
	岡	<u>Ш</u>	県	0	2
		<u></u> 島	一音	<u> </u>	3
34			県	<u> </u>	
35		<u>L</u>	県	0	11
36	徳	島	県		L
37		111	県	0	1
38		媛	県		
			県		<u> </u>
39		<u>知</u>	一点	<u> </u>	
	福	岡	県	<u> </u>	
41		賀	県	<u> </u>	
42		崎			
42	2 長 3 熊	本	県県	Ò	1
44	125		间		2
44	11소 -	分	県	├ ────	
45	大 方 宮 6 鹿	崎	県		
46	3 鹿	児 島	県		
47	7 沖 3 礼	縄	県県	0	5
45	1 1	增	市		
70	3 411	幌 台 い た 葉 浜	市		
45	기쁘	 	- 11	<u> </u>	+
50	기호	いたま	市	<u> </u>	+
51	11千	葉	巾		
52	9 仙 1 1 1 横	浜	市	0	4
5	3 111	崎	市	0	1
	4 新	崎潟	1 17	# <u>`</u>	
04	기차	/Fig			
5	5 静	岡	市	4	
50	6 浜	松	市	1	<u> </u>
5	7 名	古 屋	市		11
5	이돌	都	त		
	위후 -	717	'!		+
	빗줐	阪	1.	<u> </u>	
5	ΛI÷甲		7	<u> </u>	1
59	0 3r	= =	त		1 1
5: 6:	1	—			
5: 6: 6:	1神	<u></u>	+		i e
5: 6: 6:	6 月 名 京 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7 月 7	島	市		1
ַס ו	3/16	九州	त <u>े</u> त	0	1
6	<u>31北</u> 4福	<u>九</u> 州	त त त	, O	1 1
6	3 礼 4 福 5 横	<u>九</u> 州 岡 須 賀	† † †		
6	3/16	<u>九</u> 州	त त त		

<u>□□□□□□□□</u> 資料:家庭福祉課調べ(H21. 2. 1)

者 北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙 55 1 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 5	森手城田形島城木馬玉葉京 潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良 取根山島口島川	道県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	H19年度 1	H20年度新規 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	十21年度新規予定
2 3 4 5 6 1 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7	森手城田形島城木馬玉葉京 潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良 取根山島口島川	県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1		
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	手城田形島城木馬玉葉京湯山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取根山島口島川手城田形島城木馬玉葉京湯山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山	県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1	1	
4 宮秋山福茨 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 11 15 16 17 18 19 10 12 22 23 24 25 26 27 28 29 25 26 27 28 29 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 26 27 28 29 29 29 29 29 29 29	城田形島城木馬玉葉京 潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良 取根山島口島川	県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1	1	
5 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 11 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 25 26 27 28 29 25 26 27 28 29 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 25 26 27 28 29 26 27 28 29 26 27 28 29 26 27 28 29 26 27 28 29 26 27 28 29 26 27 28 29 26 27 28 29 26 27 28 29 27 28 29 27 28 29 27 28 29 27 28 29 27 28 27 28 29 27 28 27 28 27 28 27 27	田形島城木馬玉葉京 潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良 取根山島口島川	県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1	1	
6 14 15 16 17 18 19 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 26 27 28 29 20 20 30 31 32 33 34 20 20 20 20 20 20 20 2		県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1	1	
7 8 9 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	島城木馬玉葉京『潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良』取根山島口島川	県県県県県県県県県県県県県県県東南南県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1	1	2
8	城木馬玉葉京『潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良』取根山島口島川	県県県県東県県県県県県県県東南南県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1	1	2
9 板群埼 10 11 12 13 14 15 16 17 18 16 17 18 19 10 20 22 24 25 26 27 28 29 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 17 26 27 28 29 30 31 35 36 40 41 42 43 44 45 46 47 48 44 45 46 47 48 49 49 49 40 50 51 52 46 47 48 49 49 40 50 51 52 46 47 48 49 49 49 49 49 49 40 40	木馬玉葉京『潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良』取根山島口島川	県県県都県県県県県県県県県東南府県県県県県県県県県	1 3 3 17 1 1	1	2
11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 10 10 10 10 10 10	玉葉京三潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山財根山島口島川	県県都県県県県県県県県県県南南県県県県県県県県県	3 3 17 1 1	1	2
12 千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙さ千横48 44 45 50 51 52 横 55 1 千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙さ千横 50 50 51 千横 50 51 千横 52 横 52 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	葉京湯山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良、取根山島口島川	県都県県県県県県県県県南府県県県県県県県	3 17 1 1	1	2
13 東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙さ千横 44 45 50 51 長2 52 52 64 65 64 65 64 65 65 65	京湯山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山東山島口島川	都県県県県県県県県原府府県県県県県県県	17 1 1 1 1	1	2
14 神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙さ千横49 仙ちの 51 千ち 52 横	三川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川	県県県県県県県県原南南県県県県県県県県県	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	2
15 16 17 18 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 大兵 奈和鳥島岡広山徳香 愛高福佐長熊 大宮庭沖札仙さ千横 44 45 25 11 44 45 50 51 千横 50 51 52 横	潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取根山島口島川	県県県県県県県原東南南県県県県県県県県	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	2
16 富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙さ千横 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39	山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取根山島口島川	県県県県県県県府府県県県県県県県	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2
17 18 19 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 30 40 41 42 44 45 46 47 48 44 45 50 51 52 51 52	川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山東山島口島川	県県県県県原府府県県県県県県県	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2
18 福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙さ千横48 44 45 50 51 52 横	井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取根山島口島川	県県県県県府府県県県県県県県	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2
19 山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千横 19 山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千横 19 山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千横	梨野阜岡知重賀都阪庫良 取根山島口島川	県県県県 <u>県</u> 原県原県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2
21 岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千横 21 岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千横 21 岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千横	阜岡知重賀都阪庫良、取根山島口島川	県県県県府府県県県県県県県	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2
22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 40 41 42 43 44 45 26 47 48 49 50 51 7 52 6	阜岡知重賀都阪庫良、取根山島口島川	県県県府府県県県県県県県	1 1 4 1		2
23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 39 39 40 41 42 44 45 44 45 46 47 48 49 49 49 49 50 51 千横	知重賀都阪庫良、取根山島口島川	県県府府県県県県県県県	1 1 4 1		2
24 三 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 高価広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千 48 49 49 49 50 51 千 52 横	重賀都阪庫良山島口島川	県県府府県県県県県県県	4 1		2
25 滋京大兵 (賀都阪庫良 取根山島口島川	県府府県県県県県県県	4 1		2
26 京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖札仙さ千横 49 位の 50 51 千横	都 阪 庫良 取 根 山島 口島 川	府府県県県県県県県	4 1		2
27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 高福 40 41 42 43 44 45 50 51 千横	阪庫良 歌 取根山島口島川	府県県県県県県	4 1		2
28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 高福 41 42 43 44 45 50 47 48 49 49 49 49 50 51 52 横	康良 歌 取根山島口島川 島口島川	県県県県県県	4 1		2
30 和鳥島岡広山徳香愛高福 41 長熊大名 14 日本 45 15 日本 46 14 日本 49 日本 4	歌取根山島口島川	県県県県県県	1		2
30 和鳥島岡広山徳香愛高福 40 福佐長熊大名 145 宮鹿沖札仙さ千 50 さ千 横 50 さ 151 千 52 横 50 も 151 千 552 横 50 も 151 も	取根山島口島川	県県県県	1		2
32 島岡広山徳香愛高福佐長熊 41 佐長熊 45 宮庭沖札仙 50 さ千横 52 横	根山島口島川	県県県	1	-1	2
33 岡広山徳香愛高福佐長熊 41 佐長熊 45 宮庭沖札仙 50 さ千横 51 千横	島口島川	県県			2
34 広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札仙 50 千横 35 広山徳香愛高福佐長熊大宮庭沖札 41 佐長熊大宮庭沖札仙 50 千横	島島川	県	1		2
35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 26 47 48 49 49 49 50 51 52 横	島川	県	1		
36 徳香愛高福佐長熊 41 佐長熊 42 長熊大宮庭沖札仙 50 さ千横 52 横	島川	掌	·		
37 香愛高福佐長熊 41 佐長熊 42 長熊 45 宮庭沖札仙 50 さ千横 52 横	Ш				
38 愛高福 40 福佐長 41 佐長熊 44 大宮庭 45 庭 47 井札仙 50 さ千横 51 千横	Lpi	県			
40 福 41 佐長熊 43 熊大宮庭 46 廃沖札 49 仙さ千 50 千横	媛	県			
41 佐長 42 長 43 熊 45 宮庭 47 沖 48 仙 50 さ 51 千 52 横	<u>知</u>	県	1		
42 長 43 熊 44 大宮 46 庭 47 沖 48 札 49 仙 50 さ千 52 横	岡	県			
43 熊 44 大 45 宮鹿 47 沖 48 札 49 仙 50 さ 51 千 52 横	<u>質</u> 崎	県県			
44 大 45 宮鹿 47 沖 48 札 49 仙 50 さ 51 千 52 横	本	県			
45 宮 46 鹿 47 沖 48 札 49 仙 50 さ 51 千 52 横	- 本 分	県	1	 	
46 鹿 47 沖 48 札 49 仙 50 さ 51 千 52 横	崎	県	<u>'</u>		
47 沖 48 札 49 仙 50 さ 51 千 52 横	児島	県			
49 仙 50 さ 51 千 52 横	縄	県	1		
50 さ 51 千 52 横	幌	市			
51 千 52 横	台	市	1		
52 横				1	
	葉 浜	市市	1		
	<u>决_</u> 崎	뀖	2		
54 新	- 凋	帯			1
55 静	岡	市			
56 浜	松	市			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
57 名	古屋	市	1		
58 京	都	市	11		
59 大	阪	車	2		
60 堺		車			
61 神		市			
62 広	島	車			
63 北 64 福		市市	1		
65 横	九州	(11)		1	
66 金	九 州	市厂			
	九 州 岡 須 賀	市市		i	
資料:家居	九 州	市市	49	5	4

資料:家庭福祉課調べ(H21. 2. 1) ※「H20年度新規」は予定を含む。

地域生活・自立支援事業(モデル事業)の概要

1. 事業の目的・内容

(1)目的

施設を退所した者等については、就職はしたものの仕事が続かない場合や、住居 等生活の基盤が確保できなくなる場合があり、こういった者に対して、社会的に自 立した地域生活を継続的に営むことができるよう、きめ細かな支援を実施すること を目的とする。

(2)内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

なお、平成21年度はモデル事業(5か所)として実施する。

- 2. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 3. 運営主体 地方公共団体、社会福祉法人、NPO等
- 4. 補助根拠 予算補助
- 5. 補助先・補助率 1/2 (国1/2 都道府県・指定都市、児童相談所設置市1/2)

										· • • · · · · · · · · · · · · · · · · ·				-1-255			(資料	70/
				 -	乳児院		185			ループグ		A.re than	IEI AGE	^	₩ +t+ =n.	地域小規	現模児童	養護施設
				体配数	子しノモ ドカ	雪姑娘	施設数	童養護		施設数	書児短期:			自立支持	<u> </u>			
1	Ŧ	上 海	道			大心十	18	R	44. 4%	1 地政奴	* WENERS AX	天肥华	施設致		天肥平	施設致 18		実施率 50.0%
2	7		~			33. 3%	6	5	83. 3%	_			1	<u> </u>		6		16.7%
3	¥	当 手	県			1	6	5	83. 3%	1	-		1			6		50.0%
4	Ę		県	1		!	1	1		6 -			1			1	1	100.0%
5	利	火 田	県	1	1	100.0%	4	2		_			1			4	 	100.0%
6	Ш		県	1			5		60.0%) –			1			5		
7	祁	島	県	1			8		75.0%	-			1			8	3	37.5%
8	13		県			ļ	15		40.0%	1			1			15	3	20.0%
9	柢	方木	県	2			10		70.0%				1			10	4	40.0%
10	郡	馬	県	3	ļ		6		100.09	6 1			1			6	4	66. 7%
11	塔	玉	県	4		ļ	19	17		1			1			19	9	47.4%
12	7		県			40.00/	15	6	40.0%				1			15	3	20.0%
14	身神	₹ <u></u> ■ 奈 川	都	10	4	40.0%		44	84. 6%	<u> </u>			2		ļ	52	33	63.5%
	親		県	3	!	33. 3%		11	73.3%	_			1		<u> </u>	15		26. 7%
16	宮		県	╟╼╌┆		-	3	1	25.0%		ļ			ļ		4	1	25.0%
17	石	<u> </u>	県	 		 		<u>2</u> 1	66. 7%		 				-	3		ļ
18	1	量 井	県	2		 	5		25.0%	\	 				<u> </u>	4		20. 00
19	Ц	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県	1		 	6	1	66 70	1	 			 	 	5 6	1	
20	5	- <u>赤</u> 野	県	4	1	25.0%		12	66. 7% 81. 3%	1	1	100.0%	 			16	1	
21	岈	支 阜	県	2	1	50.0%	10	8	80.0%	1		100.0%	1	 		10		6. 3% 30. 0%
22	育	新聞	県	1		00.0%	9	7	77. 8%	1				 		9	2	22 28
23	强	知	県	4	• 1	25.0%	17		23. 5%	2			1			17	\ \frac{2}{5}	22. 2% 29. 4%
24	Ξ	重	県	2			11	6	54.5%	_			1	†		11	3	27.3%
25	连	女 賀	県	1	1	100.0%		4	100.09	1	1	100.0%	1			4	2	50.0%
26	京	都	府	2	1	50.0%	6	5	100.09 83.3%	1			i			6	-	00.0%
27	大 兵	阪	府	3			22	12	54.5%	3	2	66. 7%	2			22	5	22. 7%
28	Þ	庫	県		1	25.0%		7	46.7%	1			1			15	1	
29	杂		県		1	50.0%	6	3	50.0%				1			6	1	
30	Ħ						7			_			1			7	1	14.3%
31	鳥	取	県	2		50.0%	5	4	80.0%	1	1	100.0%	1			5		
32	島		県	1	1	100.0%			100.09				1			3		
33	田		県	1		ļ	12	7	58. 3%	1			1		ļ	12	2	16. 7%
34	山山		県	 			8	1	12. 5%					<u> </u>		8	3	37. 5%
35 36	徒		県	├	4	100 00/	10	6	60.0%	1			1	1	100.0%	10	1	10.0%
37	香		県			100.0%	3	2		-			1	ļ	ļ		ļ	
38	愛	2 媛	県				10	5	33. 3% 50. 0%					ļ		3	ļ <u>.</u>	10.00
39	高		県	1	1	100.0%	8	5	75.0%	1			1	 	 	10		10.0%
40	福		県	3		100.0%		8	72. 7%	1			1			8	1	12.5%
	佐		県			100.0%	6	4	66. 7%	 			1	 -		11 6		18. 2%
42	長	崎	県	1			11	5	45. 5%	1			1	ļ		11	1	9.1%
	熊	本	県	3			12	9	75. 0%	 			 	-	 	12		25.0%
44	大	* 本	県	1			9	7		 			1	-		9	- 3	11.1%
45	宮	崎	県	1	1	100.0%	9	3					$-\frac{1}{1}$		-	9		22. 2%
46	鹿	児島	,県	3			14	6	42.9%	1			1	<u> </u>		14	1	
47	丼	3 縄	県	1	1	100.0%	8	1	12.5%				1			8		25. 0%
48	札	,幌	市	_			5		60.0%	_						5	T	1 N
49	仙	」 台	市	1			4	1	25.0%	1				L		4	1	25.0%
50	È	いたさ	市	1			2									2		
51	干横	葉	市	1			2	1	50.0%							2		50.0%
52	横	浜	市	3	2	66. 7%	7	5	71.4%	1	1	100.0%	2			7	1	14. 3%
53	기 기	崎	市	1			2									2		100.0%
54	新	湯	市	 			1	1	100.0%					ļ		1		
55	静	岡	市	1		100.00	1		100 11							1	1	100.0%
56	浜	松	市	1		100.0%	3	3	100.09							3		
57 58	名京	古屋	市	3		33.3%	18	/	38.9%	1			1	<u> </u>	ļ	18	5	27. 8%
50	尽大	都 阪	1	2		100.0% 75.0%	7		71.4%	1.						7	2	28. 6%
59 60	へ 堺	<u> </u>	市市	4	.3	/3.0%	10	5	50. 0% 25. 0%	2]	ļ		10		20.0%
61	が神	· · 戸	市		2	100.0%	4 14	<u>1</u>	57. 1%	<u>-</u>						4	1	25.0%
62	仕広	. 島	市	1		100.0%	3		57. 1% 66. 7%	1				ļ		14		00.00
63	出北	九州	市	1	1	100.0%	6		83.3%	 				-		3	1	33. 3%
64	福		市	2		100.0%	3	7	100.0%						-	3	2	66 7N
65	横	須賀	क		-		1	1	100.0%					 		1	 	66. 7%
66	金	沢	市	1			4	3	75.0%				_	 		4	— —	
	Г	計		120	38	31. 7%	568		59. 2%		6	18.8%	56	1	1. 8%	568	1/13	25. 2%
次中心				B = H - 2 /				1	/0	- ~-	· •	//						

[|] 計 || 120| 38|31.7%| 568| 336|59.2%| 32| 資料:家庭福祉課調べ(平成21年2月1日現在) *1:各施設の施設数は福祉行政報告例(平成20年3月31日現在) *2:児童自立支援施設については、国立の2施設を除く。

児童福祉施設基幹職員指導者養成研修プログラム 案

Aコース:子どもの権利擁護と日々の養育

Bコース:子どもの発達とアセスメント

Cコース:家族支援とソーシャルワーク

Dコース: チームアプローチとスーパーバイズ

Eコース:子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応

Aコース:子どもの権利擁護と日々の養育

	科目	研修形態	内容	時間
	研修計画(共通)	講義	・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック ・その他	60分
	研修技法(共通)	演習	 ・ロールプレイング ・討議 ・事例検討 ・OJT (On-the-Job Training) ・効果的な研修方法を構築する視点 ・その他 	120分
	研修計画プログラムの作成 (共通)	演習	研修ニーズの把握研修プログラムの作成その他	120分
	子どもの権利擁護	講義	・子どもの権利 ・社会的養護における施設の役割 ・被措置児童等虐待について ・施設における危機管理 ・虐待の再現性について ・子どもの集団づくり ・その他	90分
A	子どもの権利を守るための対応	演習	・アドボカシーについて ・施設内人権侵害行為への対応 ・子ども同士の加害被害等の防止と対応 ・その他	120分
7 k	日々の養育について	講義	・安心できる環境 ・衣食住のもつ意味 ・養育者に求められる姿勢 ・子どもの潜在的な可能性 ・共感的理解 ・その他	120分
	子どもを守り育ちを支える養育 のあり方について	演習	・入所時の心構えと対応 ・居住環境 ・食事の意味と食事環境(食育について) ・安心できる環境構築のための工夫 ・グループ活動や行事について ・その他	180分
	関わりながらの行動観察	演習	・基本的生活の中からみえてくるもの・共感的理解・子どもの潜在可能性に気づく・子どもの声を聴くということ・子どもの声にならないニーズをとらえること・その他	180分
	生活施設における心理治療の位 置づけと活用	講義	・心理治療とは何か・日々の養育と特別な治療技法・生活と心理治療との統合・心理職の位置づけ・その他	90分
				1080分

Bコース:子どものケアマネージメントのための発達の理解とアセスメント

	科目	研修形態	内容	時間
	研修計画(共通)	講義	・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック	60分
,		演習	・その他・ロールプレイング・討議	120分
	研修技法(共通)		・事例検討・OJT (On-the-Job Training)・効果的な研修方法を構築する視点・その他	
	研修計画とプログラムの作成 (共 通)	演習	・研修ニーズの把握・研修プログラムの作成・その他	120分
	心身の発達(概論)	講義	・身体的発育・知的、情緒的、社会的発達の諸相・ライフサイクル・脳の発達・その他	90分
	乳幼児期の発達	講義	・愛着形成・基本的信頼・感覚運動期・しつけと自律性・学童期の発達・その他	90分
В	思春期・青年期の発達	講義	・思春期の意味 ・学童期の発達 ・心身の変化 ・自己評価と自我同一性 ・思春期に発症しやすい精神疾患 ・非行 ・その他	90分
	虐待の心身への影響	講義	・虐待の身体的発育への影響 ・虐待の心的発達への影響 ・不適切な環境下で学んでしまうもの ・PTSD(心的外傷後ストレス障害) ・その他	90分
	アセスメント	講義と演習	 ・アセスメントのために必要な視点 ・行動観察について ・医学的診断について ・心理テストについて ・情報の整理と理解 ・理解と援助方針 ・自立援助計画 ・援助の評価 ・その他 	240分
	ケースカンファレンス 一的確なアセスメントー		・目的の明確化 ・事前資料の作成 ・進行の在り方 ・討論点の整理と援助方針 ・その他	180分
			5331	1080分

-213-

	科目	研修形態	内容	
	研修計画(共通)	講義	・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック ・その他	60分
	研修技法(共通)	演習	 ・ロールプレイング ・討議 ・事例検討 ・OJT (On-the-Job Training) ・効果的な研修方法を構築する視点 ・その他 	120分
	研修計画とプログラムの作成 (共通)	演習	・研修ニーズの把握・研修計画の立て方・研修プログラムの作成の仕方・その他	120分
	施設におけるソーシャルワーク	講義	・ソーシャルワークとは・機関連携・家族支援・その他	90分
C	児童相談所の役割と課題	講義	・児童相談所の役割・児童福祉司の現状と課題・児童心理司の現状と課題・一時保護所の現状と課題・虐待の発見から措置に至るまで・その他	90分
	家族の抱えた問題	講義	・経済的貧困・精神疾患について・DV (Domestic Violence)・世代間連鎖について・家族を支える資源について・その他	60分
	家族と地域のアセスメント	演習	・ジェノグラム・エコマップ・情報収集の視点と整理・リスクアセスメント・児童相談所との情報共有・その他	180分
	親への援助	演習	・対応の姿勢と傾聴 ・親のニーズの把握と協力関係作り ・対応困難な親への関わり方 ・共生関係にある親子への関わり方 ・家族再統合のすすめかた ・その他	180分
	他機関との協働	演習	 ・児童相談所との協働 ・学校との協働 ・他施設との協働 ・医療機関との協働 ・里親支援と協働 ・要保護児童対策地域協議会との協働 ・その他 	180分
\dashv			C*2115	1080分

	 科	=	研修形態	内	容	時間
	研修計画(共通)		講義	・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィ ・その他	ードバック	60分
	研修技法(共通)		演習	・ロールプレイング・討議・事例検討・OJT (On-the-Job Trainin・効果的な研修方法を構築す・その他		120分
	研修計画とプログ 通)	ラムの作成(共	演習	・研修ニーズの把握・研修計画の立て方・研修プログラムの作成の仕・その他	方	120分
	施設での援助体制		講義	・援助のためのサポートシス・記録のシステム・情報管理システム・カンファレンス実施のため・緊急対応システム・その他		90分
D	職員チームの力動	の理解	講義	・チームアプローチの理解・子どもと職員間で生じる力・職員間で生ずる力動とチー・チームのひずみを修復する・その他	-ムの歪み	90分
	パワーストラグルサポート	の理解と職員の	講義	・職員の属性によるチームへ・支配・服従体制から適正な視点・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・職員の苦情への対応		90分
	職員のメンタルへ	ルス	講義	・飛員の舌情、いろが ・バーンアウトについて ・うつ病を中心とした精神が ・二次的外傷性ストレスに ・虐待の再現性について ・チームアプローチについ	ついて	120分
	施設でのスーパー	-バイズ	演習 (ロールプレ イング)	 ・職員への教育、指導 ・ケースの進行確認 ・職員の話を聴く ・職員とメンタルヘルスへ ・良好なチームワークの維持 ・スーパーバイザーとしての・職員を支える上での配慮 	寺	180分
	ケースカンファレーチームアプロー			・目的の明確化 ・事前資料の作成 ・進行の在り方 ・討論点の整理と援助方針 ・その他		180分
						1050分

Eコース:子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応

	科 目	研修形態	内容	時間
	研修計画(共通)	講義	・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック ・その他	60分
	研修技法(共通)	演習	・ロールプレイング・討議・事例検討・OJT (On-the-Job Training)・効果的な研修方法を構築する視点・その他	120分
	研修計画とプログラムの作成(共通)	演習	・研修ニーズの把握・研修計画の立て方・研修プログラムの作成の仕方・その他	120分
	入所児童の精神的・行動的な問題 の理解とその対応(概論)	講義	 ・入所児童の精神的・行動的な問題の意味 ・入所児童の精神的・行動的な問題の背景と原因 ・入所児童の精神的・行動的な問題に対する適切な対応のあり方 ・入所児童の集団的な問題行動の理解 ・入所児童の集団的な問題行動に対する適切な対応のあり方 	90分
Е	反応性愛着障害とトラウマ	講義	・アタッチメントとは・トラウマ(心的外傷)とは・アタッチメントとトラウマの関係・反応性愛着障害とトラウマに対する治療的アプローチについて	90分
	行為障害と非行	講義	・行為障害・非行とは ・行為障害・非行の背景と原因 ・行為障害・非行への生活支援的アプロー チ ・行為障害・非行への治療教育的アプロー チ	90分
	発達障害	講義	・ADHD(注意欠陥多動性障害)とは・LD(学習障害)とは・PDD(広汎性発達障害)とは・発達障害児への治療教育的アプローチ・発達障害・児童虐待・非行との関係	120分
	子どもの行動上の問題への対応について	演習	・行動上の問題の発生予防 ・行動上の問題発生時の初期対応 ・チームアプローチ・職員間の連携 ・子どもへの適切な対応のあり方 ・集団による問題行動への対応について	180分
	重複障害児に対する ケースカンファレンス 一チームアプローチー	演習	・目的の明確化 ・事前資料の作成 ・進行の在り方	180分
				1050分

(資料8)

	都	道府県市	5名	H19年度	H20年度新規	H21年度新規予定
1	北	海	道	8		
2		森	県	1		
	岩	手	県	1		
4		<u> </u>	県	1		
5 6		<u>田</u> 形	県	1	1	
	福	島	県	1	1	
	茨		県	2		
9		木	県			<u> </u>
10	群	馬	県	2		
11		玉	県	2	1	1
12	王	葉	県	2		
13	東	京	都			
14		奈川	県			
15 16	新富	<u> </u>	県県			
17	畳石	<u>— 出</u> 川	県	2		
18			県	2 3	1	
19		梨	県	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
20		野	県			
21	岐	阜	県	3		
22		岡	県	1		
23		 知	県			
24		重	県	1		
25 26		賀都	県	1		4
27	大	<u> </u>	府府	1		<u> </u>
28			県	2		3
29		良	滇	2		<u> </u>
30		歌山	県			1
	鳥	取	県	1		
32		根	県			
33		<u> Ш</u>	県			
34		島	県			
35 36	<u>山</u>	島	県	4		
	香	<u></u> 川	県県	1		
38			県	1		
39		知	県	2	1	
40	褔	岡	県	1		
41		賀	県			
42		崎	県	1		
43		本	県	1		
44		分	県	2		
45 46		- 崎 児 島	県県			
47		<u>况 局</u> 縄	県	1		
48		- 幌	市	2		i
49	仙	台	市			
50	さし	ハたま				
51	千	葉	市	3		
52		<u>浜</u>	市	1		
53		崎	市	1		
54		温岡	市			
55 56		 松	市市			
57		<u>松</u> 古 屋	带	1		
58		都	市	!		
59		阪	市	1		
60	堺		市	1		
61	神	戸	市	2		
62	広	島	市			
63		九州	市	1		
64		岡	市			
65	横	須 賀	車			
66		沢	市	1		
		計 	H = F2	68 ベ(H21. 2. 1)	4	6

資料:家庭福祉課調べ(H21.2.1) ※「H20年度新規」は予定を含む。

(資料 9)

児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について(概要)

概要

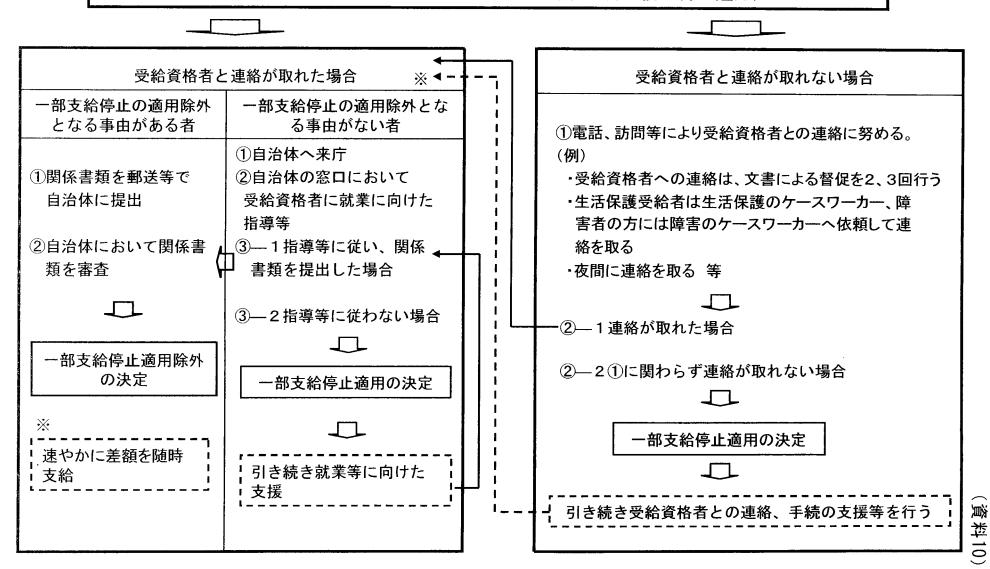
- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を 一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平 成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。
 - ・児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
 - ・3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
- ただし、政令により、受給資格者が就業していること等の一定の事由に該当する場合は一部支給停止の 適用を除外することとしている。

具体的な内容

- (1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由
 - ① 就業している。
 - ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
 - ③ 身体上又は精神上の障害がある。
 - ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
 - ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。
- (2) 一部支給停止の適用除外となるための手続き
 - 原則として手当の支給開始後5年等を経過する月(以下「5年等満了月」という。)の末日までに、 (1)①~⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類を自治体に提出。
 - (各自治体からは前々月までに事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこととしている。)
 - 仮に書類の提出期限までに手続きが行われず、一部支給停止の対象となった場合であっても、後日、書類の提出が行われれば、内容に応じ2年間はさかのぼって差額支給が可能。

児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ (受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務)

自治体から受給資格者への事前通知(5年等経過月の前々月に通知)



(注) このほか、5年等経過月以降の現況届時も同様の事務を行う。

母子家庭就業・自立支援事業

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サー ビスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市



母子家庭等就業・自立支援センター事業

既存の支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談・助言の実施
- ・企業の意識啓発・求人 開拓の実施

就業情報提供事業

地域生活支援事業

・生活支援の実施

・養育費相談の実施

等

・資格等を取得するための

就業支援講習会の開催

就業支援講習会等事業

・就業準備等に関する

セミナーの開催

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談

在宅就業推進事業

・在宅就業のためのスキル アップに係るセミナーの 開催

一般市・福祉事務所設置町村



支援メニュー(就業支援事業、就業支援講習 会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援 事業、在宅就業推進事業)の中から地域の実 情に応じ適切な支援メニューを選択し実施

母子家庭等就業・自立支援センター事業の

自治体

(母子家庭等就業・自立支援センター、福祉事務所等)

福祉事務所担当コーディネーターとしての 参加等連携した支援の実施

・面接相談

自立支援プログラム策定員(母子自立支援員等との兼務可)

- ・状況、課題等の把握
- ・ハローワーク等の関係機関等との 連絡調整

自立支援プログラムの作成

自立支援プログラム に基づいた支援

- ・就職準備支援コース事業
- ・母子家庭等就業・自立支援事業
- ·母子家庭自立支援給付金
- · 母子福祉貸付金
- ・保育所の優先入所

等の活用

ハローワーク

就労支援チーム

ハローワーク

- ・事業担当責任者
- ・就労支援ナビゲーター

福祉事務所等

福祉事務所担当コーディネーター

生活保護受給者 等就労支援事業 への移行

面接の上、就労支援 メニューを決定

- ・職業準備プログラムの実施
- ・就労支援ナビゲーターによる就職支援
- ・トライアル雇用の活用
- ・公共職業訓練の受講あっせん
- ・民間の教育訓練講座の受講勧奨
- ・ハローワークによる一般の職業相談・ 紹介の実施

就業による自立

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」 活用プログラムの活用促進について

母子寡婦福祉行政の推進につきましては、常日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上 げます。

家計と子育てにおいて中心的な役割を果たさなければならない母子家庭の母等の自立 支援を進めていくためには、福祉と雇用の両面から支援を行う必要があり、各関係機関 等の連携が不可欠です。

生活保護受給者等就労支援事業(以下「本事業」という。)については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を対象として、公共職業安定所や福祉事務所が連携を図りつつ就業支援を行う事業として、平成17年度に創設されたところであるが、本事業の実施に際しては、事業内容の周知が不足している場合や、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者に対する窓口が福祉事務所と異なる等のために、ハローワークに対する支援要請が円滑に行われない場合が見受けられることから、今般、本事業の実施の留意点等について下記のとおり整理しましたので配慮をお願いします。

また、貴管内市(特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いします。

なお、本事務連絡については、職業安定局と協議済みであるとともに、各都道府県労働局に対しては、当省職業安定局から別添により通知されていることを申し添えます。

記

1 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせて実施できる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないよう、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭

等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」(以下「母子支援担当者」と総称する。)並びに児童扶養手当の支給担当者(以下「支給担当者」という。)に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

2 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター(福祉事務所担当コーディネーター)」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

- 3 ハローワークに対する円滑な支援要請等
- (1) 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合

実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

- ① 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の 担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同 一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。
- ② 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把握が的確に行われるようにすること。
- ③ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換・情報共有に努めること。
- (2) 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合

母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあっては、母子支援担当者が、本事業による支援が適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

(3) 母子自立支援プログラム策定事業から生活保護受給者等就労支援事業への移行 について

母子自立支援プログラム策定対象者であっても、本事業へ移行することが望ましいと考えられる者については、母子自立支援プログラム策定事業実施要綱の4に定める手続きにより本事業へ移行させることが望ましいものであること。

職就発第1022001号平成20年10月22日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局就労支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」の 活用促進について

「生活保護受給者等就労支援事業」(以下「本事業」という。)については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して福祉事務所等とハローワークの連携によって就労支援を図ることを目的として、平成17年度より実施しているところであり、その積極的な推進にご尽力いただき感謝申し上げる(平成20年3月31日付け職発第0331017号「生活保護受給者等就労支援事業について」別添「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」(以下「実施要領」という。)参照)。

本事業については、平成19年末に政府が定めた「「福祉から雇用へ」推進5カ年計画」において同事業による就職率を60%に引き上げることとされるなど、一層の推進が求められているところであり、20年度からは新たに、福祉事務所等とハローワークの双方において、対象者の就労意欲の向上を図るための取組などを行うこととしているところである。

このような中で、全体として児童扶養手当受給者について事業の活用が低調であるなどの傾向がみられるところから、今後下記にご留意の上、一層の推進を図るようお願いする。

記

1. 本事業は、各福祉事務所の「福祉事務所担当コーディネーター」が複数の福祉事務所 を統括する「福祉事務所総括コーディネーター」を通じて、又は各福祉事務所の「福 祉事務所担当コーディネーター」から直接、ハローワークに対して支援要請が行われ、 これに基づいて、両者で就労支援チームを構成してきめ細かな支援を行う枠組みとな っている(実施要領2、4(2)、8(1))。

この「福祉事務所総括(担当)コーディネーター」の職務は、通常、ケースワーカーが担当していることから、生活保護受給者の場合は、比較的円滑にハローワークに対する支援要請が行われやすいが、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者の場合は、

- ① 児童扶養手当支給窓口が福祉事務所とは異なる部署である場合などにおいて、 当該児童扶養手当支給担当者(以下「支給担当者」という。)が児童扶養手当の支 給手続を行う中で本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者 が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない場合があること
- ① 児童扶養手当受給者に対して自立支援プログラムを講じる「母子自立支援プログラム策定員」や、児童扶養手当受給者を含む母子家庭の母に対して各種相談支援を行う「母子自立支援員」が、福祉事務所とは異なる部署に配置されている場合などにおいて、それらの担当者が本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない

場合があること などの状況が見受けられる。

- 2. これらのことを踏まえ、本事業の運用に関して、雇用均等・児童家庭局を通じて各事業実施地方公共団体に対して、次の点について事務連絡を発出したところである(別添/平成20年10月22日付け事務連絡参照)。
 - (1) 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせて実施できる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないよう、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」(以下「母子支援担当者」と総称する。)並びに支給担当者に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

(2) 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター(福祉事務所担当コーディネーター)」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

- (3) ハローワークに対する円滑な支援要請等
 - ① 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合 実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

- ア 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。
- イ 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について 報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把 握が的確に行われるようにすること。

- ウ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換 ・情報共有に努めること。
- ② 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあっては、母子支援担当者が、本事業による支援が適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

- 3. ついては、各ハローワークにおいては、以上の点を踏まえて、次に留意して事業の円 滑な推進を図られるようお願いする。
 - (1) 母子支援担当者からの支援要請への対応

上記2.(3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合や、構成員の立場で就労支援チーム参加することがありうるので、遺漏なくこれに対応すること。

この場合、母子支援担当者から、手続き上の質問等がある場合が考えられるが、これに丁寧に対応し、事業が円滑に運ぶよう配慮すること。

(2) 母子支援担当者との連携体制

上記2.(3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合は、 ハローワーク側からも、当該母子支援担当者に対して事業担当責任者や就労支援ナビ ゲーターの氏名・連絡先等を速やかに連絡し、相互に円滑な連携が図れるような体制 を作ること。

また、情報交換や情報共有のためにハローワークへ連絡や訪問があった母子支援担当者に対しては丁寧に対応するとともに、ハローワークからも積極的に福祉事務所や母子支援担当者の担当部署へ出向いて情報交換や情報共有を行うこと。

(3) 福祉サイドの支援要請担当者名簿の整理

各ハローワークは、別添様式を参考例とした任意様式により福祉サイドの支援要請担当者の氏名・連絡先等を整理し、相互に円滑な連携を図ることができるようにすること(20年度においては 11月末までを目途に整理し、また毎年度4月末を目途に名簿を更新することが望ましい)。

(4) 福祉サイドの支援要請の体制整備の依頼

(3)によって福祉サイドの支援要請担当者名簿を整理する中で、特に、①福祉事務所を管理する部局と、母子支援担当者又は支給担当者を管理する部局が異なる場合や、②母子支援担当者を外部団体に委託した「母子家庭等就業・自立支援センター」等に配置している場合などにおいて、福祉サイドにおける支援要請の体制が十分整っていないことが判明した場合は、「都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会」等の場において、その事実を福祉部局に対して伝達する等により、支援要請の体制を整備するよう依頼すること。

生活保護受給者等就労支援事業における支援要請担当者一覧 (ハローワーク●●管轄分)

	地方公共団体名	●●市	OO市	▲▲町・△△村
	担当者名	××××	××××	××××
	職名	査察指導員	ケースワーカ ー	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所総括コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	統括コーディネーター経由で要請	直接要請
生活保護受 給者の支援	12 171-1720 123	●●市福祉事務所		●○県▲△地区福祉事務所
要請担当者				
	連絡先	××××		
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市□□課	〇〇市□□課	●○県△△課
	管轄部局の責任者名			
	連絡先			
	担当者名	××××	××××	××××
	職名	母子自立支援プログラム策定員	母子自立支援プログラム策定員	$r-z_0$
	事業における役割	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	直接要請	
	所属機関	●●市母子家庭等就業・自立支援センター ((財)●●市母子寡婦福祉連合会)	○○市△△福祉会館	●○県▲△地区福祉事務所
児童扶養手	住所			
当受給者の 支援要請担	連絡先	××××		
当者等	担当者の所属機関の管轄部局	●●市△△課	○○市△△課	
	管轄部局の責任者			
	連絡先			
	就労支援チーム準構成員名	××××	××××	
	職名	母子自立支援員	母子自立支援員	
	連絡先	××××	×××	

-228

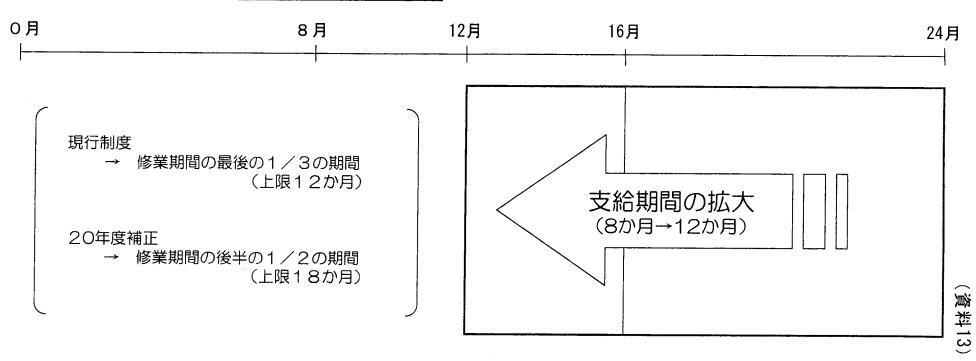
	地方公共団体名	●●市	00市	▲▲町・△△村
1.00	担当者名	××××	××××	×××
:	職名	査察指導員	ケースワーカー	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所総括コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	統括コーディネーター経由で要請	直接要請
三活保護受 合者の支援 三請担当者	所属機関	●●市福祉事務所	○○市福祉事務所	●○県▲△地区福祉事務所
	tion 使所		××××	× × × ×
	連絡先	× × ×	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市□□課	〇〇市口口課	●○県△△課
	管轄部局の責任者名			
	連絡先		××××	××××
	担当者名	××××	××××	××××
	職名	母子自立支援プログラム策定員	母子自立支援プログラム策定員	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	直接要請	直接要請
	所属機関	●●市母子家庭等就業・自立支援センター ((財)●●市母子寡婦福祉連合会)	○○市△△福祉会館	●○県▲△地区福祉事務所
児童扶養手	epinanananananananananananananananananana	Note that the state to the control of the control o	×××	××××
ル重が低す 当受給者の 支援要請担	連絡先	××××	××××	××××
当者等	担当者の所属機関の管轄部局	●●市△△課	〇〇市△△課	●○県△△課
	管轄部局の責任者			XXXXX
	連絡先		×××	××××
	就労支援チーム準構成員名	××××		
	職名	母子自立支援員	母子自立支援員	
	連絡先	$\times \times \times$	××××	

母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援

(高等技能訓練促進費の支給期間の拡充)

- 〇 母子家庭の母が看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得することを 支援するため、高等技能訓練促進費の支給期間について、現行の<u>修業期間の最後の3分</u> <u>の1の期間</u>から、<u>修業期間の後半の1/2の期間</u>に拡充する。
 - ※ 高等技能訓練促進費 市町村民税非課税世帯月額10万3,000円、課税世帯月額5万1,500円を支給

例) 2年間の介護福祉士訓練コースを利用する場合



委託訓練活用型デュアルシステム

1. 事業の目的

フリーターや子育で終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方々に対し、訓練受講 意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で 講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図る。

また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

2. 訓練の概要

① 訓練期間 : 標準4ヶ月(上限6ヶ月)

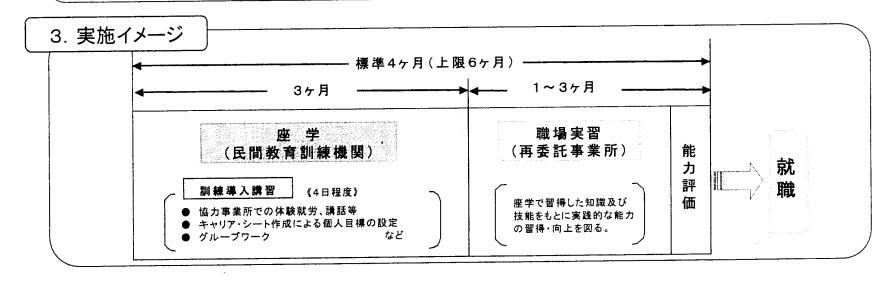
② 対象者: フリーターや子育で終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者

③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口

④ 受講料: 無料(ただし、テキスト代等は自己負担)

中でコロ

⑤ 訓練内容: IT関係、経理事務、営業·販売、医療事務、介護福祉等



<改正前の制度>

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、<u>委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対する生活費を加味した貸付け</u>を行うもの(技能者育成資金制度)。

○貸付要件 所得が<u>150万円以下</u>の者

○貸付額 46,200円

〇 返還

訓練修了後6か月を経過した後、16 年以内の年賦、半年賦等の方法によ り返還。

《給付ができる制度の創設、貸付額の引上げ等》

二次補正

※H21.1.1から適用

《貸付要件の拡充、返還免除要件の拡充等》

MH20.11.4制度改正(貸付額の引上げ、返還免除要件の拡充等)

一次補正

- 〇貸付要件
- ・所得が200万円以下の者
- ・委託訓練活用型デュアルシステム 受講者
- ○貸付額
- 46,200円、100,000円
- **○返還免除要件**【創設】
- ・年長フリーター(25~34歳)
- -30代後半の不安定就労者
- ・母子家庭の母親
- のうち、次の要件のどちらも満たすもの
- (i)所得が<u>150万円以下</u>の主たる生計者
- (ii) 訓練を適切に修了したこと

生活対策

- 〇貸付要件
- ・所得が200万円以下の者
- 委託訓練活用型デュアルシステム受講者
- 〇貸付額
- 46,200円、100,000円
- →扶養家族を有する者に対する貸付 額:120,000円
- 〇返還免除要件
- ・年長フリーター(25~34歳)
- ・30代後半の不安定就労者
- ・母子家庭の母親
- <u>・40歳以上の者</u>
- のうち、次の要件のどちらも満たすもの
- (i) 所得が200万円以下の主たる生計者
- (ii)訓練を適切に修了したこと

新たな雇用対策

○貸付要件

所得が200万円以下のいずれかの者

- ・委託訓練活用型デュアルシステム 受講者
- ・離職した派遣労働者等
- ・橋渡し訓練受講者
- ○貸付額
- 46,200円、100,000円
- →扶養家族を有する者に対する貸付
- 額:120,000円
- 〇返還免除要件
- <u>・25歳未満の者を追加し、年齢等の要</u> 件を撤廃

貸付者のうち、次の要件のどちらも満たすもの

- (i)所得が200万円以下の主たる生計者
- (ii)訓練を適切に修了したこと

【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

-232

(資料15)

母子家庭の母等を対象とした訓練の整備

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の 特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラムを整備するとともに、当該モデルカリキュラ ム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図 る。

訓練の流れ

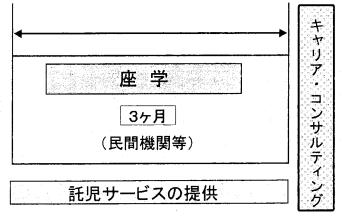
(1)モデルカリキュラムの開発(年度前半)



- (1)マニュアルの整備
- 精神的なダメージを負っていることを踏まえた 指導上の配慮・心理的配慮
- ・話しかけ方、接し方等に対する配慮
- ②モデルカリキュラムの開発
 - 訓練ニーズの把握
- ③適切な訓練の運用
- ・実施に先立って、委託先の担当者を集め 研修を実施

(2)職業訓練の実施(年度後半)

ャリ ア コンサルテ イング



(受講料・託児サービスは無料)



就

膱

概要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、 大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに 「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度においては、事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハロー ワークに「マザーズコーナー」(全国50箇所)を設置して同様のサービスを展開。
- ※ 20年度第1次補正予算により10箇所、平成21年度予算によりさらに40箇所 を設置予定。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等 に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、 予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した 支援の実施

〇 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望や ニーズに適合する求人の開拓

〇 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

・保育所、地域の子育で支援サービスに関する情報の提供、保育所入所の取次ぎ等

O 子ども連れで来所しやすい環境の整備

・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える 十分な相談スペースの確保

平成21年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰実施要領 (はたらく母子家庭応援企業表彰)

1 趣旨・目的

母子家庭の母の自立の促進を図るためには、その就業の支援策を図ることが極めて 重要である。

平成20年度も引き続き、雇用均等・児童家庭局において、母子家庭の母を雇用している企業等、母子福祉団体等に事業を発注している企業等母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、もって母子家庭の母の就業促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

2 被表彰者

以下の項目にいずれも当てはまる企業等であって、母子及び寡婦福祉法(昭和39年 法律第129号)第6条第6項に規定する「母子福祉団体」以外のもの。

- (1) 母子家庭の母の就業促進について理解があること。
- (2)母子家庭の母が継続的に就業可能となっているなど職場環境が良好であること。
- (3) 母子家庭の母を相当数雇用し、又は母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っていること。
- (4) 重大悪質な法令違反がないこと。
- (5) 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。
- 3 表彰者

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長とする。

4 候補企業等の募集及び推薦について 募集は公募とするとともに(自薦他薦を問わない。)、地方公共団体より推薦を受け 付ける。

5 募集期間

平成21年3月2日~平成21年3月31日までの約1か月間

- 6 選考方法
- (2)事務局による書面審査等の結果を基に、上記2の対象となる企業等の中から、下記7の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。
- 7 受賞企業等の決定

上記4により応募を受け付けた企業等について、厚生労働省雇用均等·児童家庭局内に審査委員会を設け選考する。

- 8 受賞企業の発表及び表彰 平成21年5月末までを目途に行う。
- 9 事務局(問い合わせ先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館 厚生労働省雇用均等·児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

電 話:03-5253-1111(内線7959)

ファクシミリ: 03-3595-2663

養育費相談支援センターについて

養育費相談支援センター設置の趣旨

- ○養育費の取り決め率・受給率の増
- ○ひとり親家庭の生活の安定・子どもの健やかな成長



- ○夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保 を図る。
- ○相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

≪養育費の相談支援のスキーム≫



がいる大国体

[」]実施・委託^し



養育費相談支援センター

- ○養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供→HPへの掲載、パンフレットの作成
- 〇地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- ○地方公共団体が行う研修への講師の派遣
- ○母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援 (困難事例への支援)
- ○母子家庭等に対する電話・メールによる相談

電話番号:03-3980-4108 E-mail:info@youikuhi.or.jp ・研修 ・研修講師 の派遣 ・サポート

・困難事例 の相談

母子家庭等就業・自立支援センター

- 〇リーフレット等による情報提供
- ○養育費の取り決めや支払いの履行・強制 執行に関する相談・調整等の支援
- ○母子家庭等への講習会の開催

(資料19)

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等(平成20年10月1日現在)

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の 提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを 提供する。

THE IT I DO				
	都道府県	指定都市	中核市	合計
双战45年度	39か所	8か所	11か所	58か所
平成15年度	(83.0%)	(61.5%)	(31.4%)	(61.1%)
平成16年度	47か所	12か所	21か所	80か所
平成10年度	(100.0%)	(92.3%)	(60.0%)	(84.2%)
平成17年度	47か所	13か所	23か所	83か所
平成17年度	(100.0%)	(92.9%)	(62.2%)	(84.7%)
平成18年度	47か所	15か所	32か所	94か所
平成10年度	(100.0%)	(100.0%)	(86.5%)	(94.9%)
平成19年度	47か所	17か所	35か所	99か所
平以19年度	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100,0%)
平成20年度	47か所	17か所	39か所	103か所
(予定)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間(12ヶ月を限度)

〇月額10万3千円

C/34x 1 C					
	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
双式45年度	29か所	1か所	6か所	91か所	127か所
平成15年度	(61.7%)	(7.7%)	(17.1%)	(13.8%)	(16.9%)
平成16年度	37か所	5か所	24か所	186か所	252か所
平成10年度	(78.7%)	(38.5%)	(68.6%)	(26.6%)	(31.8%)
平成17年度	40か所	11か所	29か所	265か所	345か所
平成17年度	(85.1%)	(78.6%)	(78.4%)	(33.9%)	(39.2%)
平成18年度	42か所	14か所	29か所	376か所	461か所
一年1八日午1支	(89.4%)	(93,3%)	(78.4%)	(49.4%)	(53.6%)
平成19年度	45か所	17か所	29か所	455か所	546か所
平成15年及	(95.7%)	(100.0%)	(82.9%)	(59.2%)	(63.0%)
平成20年度	46か所	17か所	34か所	563か所	660か所
(予定)	(97.9%)	(100.0%)	(87.2%)	(73.1%)	(75.6%)

⑤母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等施策を実施できるよう、講じようと する施策の基本となるべき事項、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援等 母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
双件40年度	44か所	15か所	24か所	97か所	180か所
平成18年度	(93.6%)	(100.0%)	(64.9%)	(12.7%)	(22.1%)
平成19年度	46か所	17か所	26か所	117か所	206か所
平成19年度	(97,9%)	(100.0%)	(74.3%)	(15.2%)	(23.8%)
平成20年度	46か所	17か所	29か所	130か所	222か所
(予定)	(97.9%)	(100.0%)	(74.4%)	(16.9%)	(25.4%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、 講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の2割相当額(上限10万円、下限4千円)

- し支調料の	C 0310 - 308 (-		下晚4十四人		
	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	<u>合計</u>
平成15年度	35か所	1か所	6か所	116か所	158か所
平成10年度	(74.5%)	(7.7%)	(17.1%)	(17.6%)	(21.0%)
平成16年度	45か所	アか所	24か所	251か所	327か所
十八 10年及	(95,7%)	(53.8%)	(68.6%)	(36.0%)	(41.2%)
平成17年度	47か所	14か所	32か所	346か所	439か所
十八十八十八	(100.0%)	(100.0%)	(86,5%)	(44.3%)	(49.9%)
平成18年度	47か所	15か所	33か所	525か所	620か所
平成10年度	(100.0%)	(100.0%)	(89.2%)	(69.0%)	(72.1%)
平成19年度	47か所	17か所	33か所	613か所	710か所
一十八十万十万	(100,0%)	(100,0%)	(94.3%)	(79.8%)	(81.9%)
平成20年度	47か所	17か所	38か所	682か所	784か所
(予定)	(100.0%)	(100,0%)	(97.4%)	(88.6%)	(89.8%)

④母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。 ※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所	12か所	14か所	152か所	205か所
平队10年度	(57.4%)	(80,0%)	(37.8%)	(20.0%)	(23.8%)
平成19年度	40か所	17か所	29か所	320か所	406か所
一年成19年度	(85.1%)	(100.0%)	(82.9%)	(41.7%)	(46.8%)
平成20年度	42か所	17か所	34か所	399か所	492か所
(予定)	(89,4%)	(100,0%)	(87,2%)	(51.8%)	(56.4%)

平成20年度実施予定状況(平成20年10月1日現在)

						7十1支:	大儿!!!	, YE 1// VIC /	1 /202	<u>. </u>	7月1口現住/		
			 	1	都道府県 自立支援:	給付金事業	T		51世,自代		市等	给付金事業	T · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			母子家庭及び寡 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	自立支援教育訓練給付	享等技能訓	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	····			高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業
	1	北海道	©	©	©	· ©	©	札幌市、旭川市、 函館市、千歳市、 滝川市、釧路市 (6/35)	札幌市、旭 川市、函館 市(3/3)		札幌市、旭川市、函館市、江 別市、千歳市、恵庭市、北広 島市、石狩市、北斗市、小樽 市、滝川市、砂川市、深川 市、士別市、名寄市、富良野 市、北見市、網走市、室蘭 市、苫小牧市、登別市、根室市 市、帯広市、釧路市、根室市 (25/35)	別市、千歳市、北斗市、小樽市、芦別市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、帯広市、釧路市(15/35)	函館市、石狩市、 滝川市 (北斗市、北見市、
	2	青森県	©	0	0	0	0	(0/10)	青森市 (1/1)	(0/9)	弘前市、むつ市(2/10)	(0/10)	青森市、弘前市 (2/10)
北海道・東	3	岩手県	0	0	0	0	©	盛岡市(1/13)	(盛岡市在 住者分は県 の事業対象 に含め実施) (1/1)	(0/12)	盛岡市、八幡平市、花巻市、 北上市、奥州市、一関市、大 船渡市、陸前高田市、釜石 市、宮古市、久慈市、二戸市 (12/13)	一関市、大船渡市、宮古市、 久慈市(7/13)	盛岡市、北上市、 釜石市、遠野市、 宮古市、次野市、 (左記以外の市在 住者分は県の事業 対象に含め実施) (13/13)
北ブロッ	4	宮城県	0	0	0	0	0	仙台市(1/13)	仙台市 (1/1)	(0/12)	仙台市(仙台市以外の県内 市在住者分は県の事業対象 に含め実施)(13/13)		仙台市(1/13)
ク	5	秋田県	0	0	©	0	0	秋田市、にかほ市 (2/13)	秋田市 (1/1)		秋田市、能代市、大館市、湯 沢市、由利本荘市、潟上市、 仙北市(7/13)	大館市(1/13)	秋田市、大館市 (2/13)
	6	山形県	0	0	©	0	0	(0/13)	_	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市(7/13)		山形市、酒田市、 鶴岡市(3/13)
	7	福島県	0	©	0				郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事 業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/13)

-238-

			1	邻道府県				市等				
				自立支援網	合付金事業			就業・自立	工支援事業	自立支援組	给付金事業	
		母子家庭及び寡 婦自立促進計画		自立支援教 育訓練給付	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業
8	茨城県	©	©	©	0	©	鹿嶋市(1/32)	-	(0/32)	(県内市在住者分も県の事 業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分も県の事 業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分 も県の事業対象! 含め実施)(32/3:
9	栃木県	©	©	©	©	©	宇都宮市、足利 市、小山市、さくら 市、下野市、鹿沼 市、大田原市、那 須鳥山市、栃木 市、佐野市、矢板 市、日光市(12/14)	宇都宮市 (1/1)				
10	群馬県	©	©	©	©	©	沼田市(1/12)			勢崎市、太田市、沼田市、館	前橋市、高崎市、桐生市、伊 勢崎市、太田市、沼田市、館 林市、渋川市、藤岡市、富岡 市、安中市、みどり市 (12/12)	市、太田市、藤岡
11	埼玉県	©	©	©	©	©		さいたま 市、川越市 (2/2)		市、川口市、行田市、秩父 市、所沢市、飯能市、加須 市、本庄市、東松山市、春日 部市、狭山市、羽生市、鴻巣 市、深谷市、上尾市、草加	市、川口市、行田市、秩本市、秩本市、大田市、市、东東松山市、春里市、湖市市、部市、平田市、沿南市、沿南市、上尾市、市、入南市、、村田、市、、村田、市、、村田、市、、村田、市、、村田、市、、村田、市、、大田、市、、大田、市、大田、市	市在住者分は県事業対象に含め

-11 . 111

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			郎道府県					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市等		
			自立支援給付金事業				就業・自ュ	2支援事業	自立支援	給付金事業			
			母子家庭及び寡 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	自立支援教 育訓練給付	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画 -	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業·自立支 援事業	自立支援教育訓練 自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業
	12	千葉県	©	©	©	©			千葉市、船 橋市、柏市 (3/3)	(1/33)	代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、流山市、我孫	野田市、白井市、木更津 市、市原市、習志野市、流山 市、成田市、印西市、館山 市、袖ヶ浦市、旭市(17/36)	千葉市、船橋市、柏市、松戸市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(6/36) (8/36)
関東ブロック	13	東京都	©	©	©	©	©	中央区、港区、新 宿区、世田谷区、 杉並区、八王子 市、府中市、調布 市、国分寺市、 (9/49)			千代田区、中央区、港区、新田区、文京区、品川区、民区、日里区、沿川区、日里区、大田区、世田区、大地区、整岛区、北区、大地区、、特地区、大地区、大地区、大地区、大地区、大地区、大地区、大地区、大地区、大地区、大	区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、豊島区、北区、北区、北区、北区、北区、北区、北区、京川区、、京川区、、京川市、、京川市、、京村市、、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	東田田区、、区、、田田区区、、区区区、、区区区、、区、、区区、、区区、、区区、、
	14	神奈川県	©	©	©	©		横須賀市、相模原 市、藤沢市(5/19)	横浜市、川 崎市、横須 賀市、相模 原市(4/4)		相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足	市、大和市、伊勢原市、海老	
	15	新潟県	©	0	©	0			新潟市 (1/1)		新潟市、長岡市、上越市、柏 崎市、十日町市、燕市、佐渡 市、三条市、五泉市、魚沼 市、南魚沼市(11/20)	新潟市、上越市、燕市、南魚 沼市(4/20)	新潟市、上越市 (2/20)

		T	1	邻道府県						市等		
				自立支援網	合付金事業			就業・自立	Z支援事業	自立支援統	恰付金事業	
		母子家庭及び寡 婦自立促進計画	支援セン	占立士语教	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	**************************************	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業
16	6 山梨県	©	©	©	©	©	(0/13)	-		市、山梨市、大月市、韮崎	市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、上野原市、北杜市(7/13)
17	7 長野県	©	©	©	©	©	長野市(1/19)	(長野市在 住者分は県 の事業対象 に含め実 施)(1/1)		市、大町市、茅野市、塩尻 市、佐久市、千曲市、東御 市、安曇野市 (17/19)	谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(14/19)	(1/19)
18	3 静岡県	©	©	©	©	©	静岡市、浜松市、 沼津市(3/23)	静岡市、浜 松市(2/2)		静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士市、富士市、東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、横田市、焼津市、海駅場市、袋井市、湖駅場市、伊豆の東市、伊豆の東市、横大田市、湖南市、伊豆の東市、福野市(23/23)	海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、裾	(左記以外の市等 在住者分は県の事 業対象に含め実 施)(23/23)
15	9 富山県	©	©	©	©	©	(0/10)	富山市 (1/1)		富山市、高岡市、魚津市、氷 見市、滑川市、黒部市、砺波 市、小矢部市、南砺市、射水 市(10/10)	見市、滑川市、黒部市、砺波	魚津市、氷見市、
20	石川県	0	0	0	0	©	金沢市、小松市 (2/10)	金沢市 (1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、 輪島市、加賀市、 能美市(5/10)
21	福井県	©	0	0	0	0	(0/9)		(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	野市、勝山市、鯖江市、あわ	も県の事業対象に

				į	邹道府県						市等		
			1		自立支援	給付金事業			就業・自立	Σ支援事業	自立支援	給付金事業	ļ
			母子家庭及び寡 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	白立支援数	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日
中部ブロック	22	岐阜県	0	0	0	©	©		岐阜市 (1/1)		岐阜市、大垣市、高山市、多 治見市、関市、中津川市、美 濃市、環市、羽島市、恵郡 市、姜濃加茂市、土岐市、 務原市、可児市、山県市、瑞 穂市、飛騨市、本巣市、郡上 市、下呂市、海津市(21/21)	治見市、関市、美濃市、瑞浪市、惠那市、美濃加茂市、土 岐市、各務原市、可児市、飛 驒市、本巣市、郡上市、下呂	
	23	愛知県	©	©	©	©	©	市、岡崎市、豊田 市、春日井市、豊	名古屋市、 豊橋市、岡 崎市、豊田 市(4/4)		市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明	豐田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津田市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、知多市、知多市、知多市、知文市、足張旭市、知多市、知進市、民張旭市、岩湾市、日進市、田渡市、岩湾市、田進市、田原市、岩湾市、田東市、田東市、田東市、田東市、田東市、田東市、田東市、田東市、田東市、田東	市、岡崎市、豊田市、一宮市、一宮市、巻田田市、一宮市、大山市、大山市、八田市、い田原市、清
	24	三重県	©	0	©	©		伊勢市、志摩市、 伊賀市(3/14)	_		津市、四日市市、伊勢市、松 阪市、桑名市、鈴鹿市、名張 市、尾鷲市、亀山市、熊野 市、いなべ市、志摩市、伊賀 市(13/14)	名市、鈴鹿市、名張市、熊野	鈴鹿市、名張市
	25	滋賀県	0	©	0	©	©	(0/13)	_		大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、 東東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	江八幡市、草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、野洲市、湖	大津市、野洲市、 湖南市(3/13)
	26	京都府	©	0	©	. ©		京都市、京丹後市 (2/15)	京都市 (1/1)		京都市、福知山市、舞鶴市、 綾部市、宇治市、宮津市、亀 岡市、城陽市、向日市、長岡 京市、八幡市、京田辺市、京 丹後市、南丹市、木津川市 (15/15)	綾部市、宇治市、宮津市、亀 岡市、城陽市、向日市、長岡 京市、八幡市、京田辺市、京	市、舞鶴市、宇治 市、宮津市、京丹 後市、南丹市

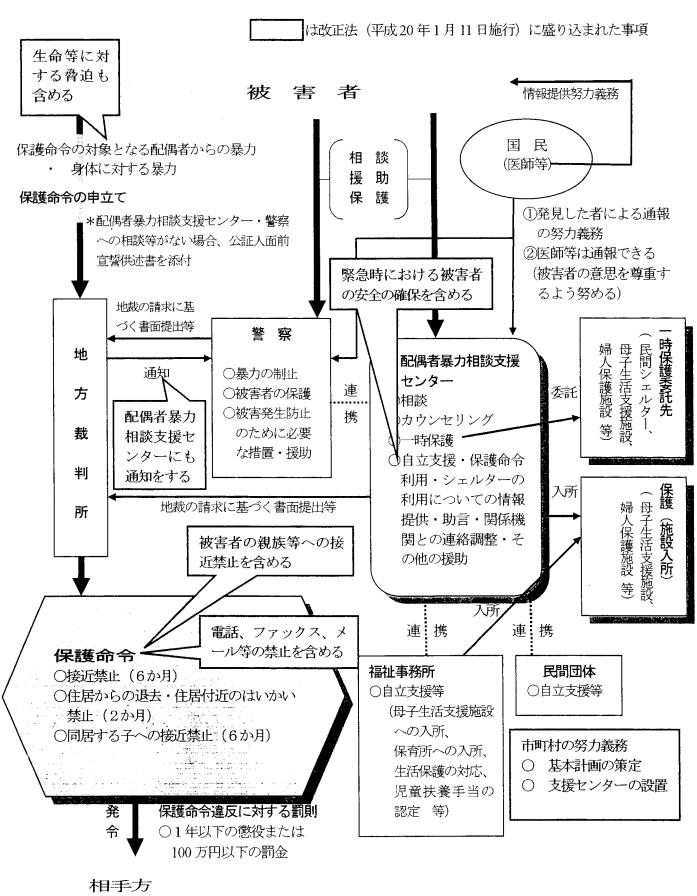
					郭道府県						市等		
				<u></u>		合付金事業			就業·自立	工支援事業	自立支援総	合付金事業	
			母子家庭及び寡 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	卢士士坪粉	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画 	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	,高等技能訓練促進費事業 -	母子自立支援プロ グラム策定等事業
近畿ブロック	27	大阪府	⊚.	•	•	©	©	大槻岸市市市市長大柏藤市狭島市野東市田池枚八市市市寺交市町県、川高泉市田为尾、、市中の茨河市市町寺交市町県、川高泉市大市市市寺交市町県市、市東市田市市市寺交市町県市市、東市田市市市市大東市田、東市田市市、東京市市市市、東京市市市市、東京市、市(32/34)	大市市市(4/4)	柏原市	塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉町市、鉄面市、村原市、羽曳野市、門直市、将津市、高石	阪市、岸和田市、豊中市、池里市、次田市、泉大市市、泉大市市、京东市、八月下市、泉东市、市、泉东市、市、泉东市、市、泉东市、市、泉东市、市、东京市、市、东京市、市、东京市、市、京南市、市、京南市、四条、安村、安村、安村、安村、安村、安村、安村、安村、安村、大村、安村、大村、安村、大村、安村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村、大村	機市、東方、東方、東方、東方、東市、東市、東市、東市、東市、東市、東市、地東大阪豊 中田 東京市、川東市、東京市、川東市、東京市、川東市、東京市、東京市、東京市、北京市、北京市、松原市、松原市、松原市、松原市、松原市、松原市、松原市、松原市、松原市、松原
	28	3 兵庫県	∅	0	©	0		神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、西宮市(3/3)	(0/26)	石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、央波市、南水市、淡路市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦崎市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、豊田市、加西市、西脇市、三塚市、三郡市、高砂市、川西市、小野市、加西市、丹波市、南郡市、加西市、八東東市、淡路市、加東市(25/29)	明石市、西宮市、 芦屋市、伊丹市、 赤穂市、三田市、 、川西市、三田市 (12/29)
	25	奈良県	©	©	©	0	©	御所市、香芝市 (2/13)	奈良市 (1/1)	(0/12)	郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒	奈良市、大和高田市、大和 都山市、天理市、橿原市、杉 井市、五條市、御所市、生駅 市、香芝市、葛城市、宇陀 市、十津川村(13/13)	以市、橿原市、桜井

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			都道府県			T		······································	市等		
					自立支援	給付金事業			就業・自立	1支援事業		給付金事業	T
			母子家庭及び寡 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	自立支援教	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業·自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業
	30	和歌山県	0	0	©	©	0	和歌山市、有田市、御坊市(3/9)	和歌山市 (1/1)		和歌山市、海南市、橋本市、 有田市、御坊市、田辺市、新 宮市、紀の川市、岩出市 (9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、 有田市、御坊市、田辺市、新 宮市、紀の川市、岩出市 (9/9)	和歌山市、有田市 (2/9)
	31	鳥取県		0	0	0	0	倉吉市(1/4)	_	(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境 港市(4/4)	(0/4)
	32	島根県	0	©	0	©	©	松江市(1/19)	_		田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出 雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ	松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町(16/19)	雲南市(左記以外 の市等在住者分は 県の事業対象に今
中国ブロック	33	岡山県	©	0	©	0		倉敷市、岡山市 (2/16)	岡山市、倉 敷市(2/2)		岡山市、倉敷市、津山市、総 社市、瀬戸内市(5/16)		岡山市、倉敷市、 玉野市、総社市、 備前市、瀬戸内 市、赤磐市、美作 市(8/16)
	34	広島県	©	©	©	©			広島市、福 山市(2/2)		市、三原市、尾道市、府中 市、三次市、庄原市、大竹 市、東広島市、廿日市市、安	市、三次市、大竹市、東広島 市、安芸太田町、北広島町、 大崎上島町、世羅町(14/19)	三原市、尾道市、 三次市、庄原市、 東広島市 北広島
	35	山口県	©	0	0	0	©		下関市 (1/1)		市、防府市、下松市、岩国 市、光市、長門市、柳井市、 美祢市、周南市、山陽小野	市、光市、長門市、柳井市、 美祢市、周南市、山陽小野	下関市、山陽小野 田市(左記以外の 市等在住者分は県 の事業対象に含め 実施)(13/13)
	36	徳島県	©	0	0	0	0	(0/8)	_	j.	阿南市、吉野川市、阿波市、		徳島市、鳴門市、 小松島市、阿南 市、吉野川市、阿 波市、美馬市、三 好市(8/8)

Γ			1	1	邻道府県						市等		
1					自立支援網	合付金事業			就業・自ご	Z支援事業	自立支援:	給付金事業	
			母子家庭及び寡 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	白六士坪粉	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業
四国	37	香川県	0	©	©	0	0	さぬき市(1/8)	高松市 (1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、まかがわ市、三豊市 (8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺 市、さぬき市、東か がわ市、三豊市 (5/8)
国ブロック	38	愛媛県	©	©	©	©	©	松山市、今治市、 宇和島市、八幡浜 市、新居浜市、西 条市、大洲市、伊 予市、四国中央 市、西予市、東温 市(11/11)	松山市 (1/1)		八幡浜市、新居浜市、西条	松山市、今治市、宇和島市、 八幡浜市、新居浜市、西条 市、大洲市、伊予市、四国中 央市、東温市(10/11)	宇和島市、八幡浜
	39	高知県	©	©	©	©	0	(0/11)	高知市 (1/1)		国市、土佐市、須崎市、宿毛	高知市、安芸市、南国市、土 佐市、須崎市、宿毛市、土佐 清水市、四万十市、香南市、 香美市(10/11)	
	40	福岡県	©	©	©	©	0		福岡市、北九州市、久留米市(3/3)		城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うき		市、久留米市、飯塚市、田川市、小郡市、福津市、嘉麻市、朝倉市、宮若市(10/28)
	41	佐賀県	0	0	©	0	0	(0/10)	_		久市, 伊万里市, 武雄市, 鹿	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多 久市、伊万里市、武雄市、鹿 島市、小城市、婚野市、神埼 市(10/10)	(2/10)
	42	長崎県	0	©	©	0	0	長崎市(1/13)	長崎市(県 と共同実 施)(1/1)		諫早市、大村市、平戸市、松	長崎市、佐世保市、島原市、 諫早市、大村市、平戸市、松 浦市、対馬市、西海市、雲仙 市、南島原市(11/13)	市、島原市、諫早
九州ブロック	43	熊本県	©	©	©	©	©	熊本市(1/14)	熊本市 (1/1)		尾市、水俣市、玉名市、山鹿 市、宇土市、宇城市、阿蘇	熊本市、八代市、人吉市、水 侯市、玉名市、山鹿市、菊池 市、宇土市、宇城市、阿蘇 市、合志市、天草市(12/14)	荒尾市、水俣市、 玉名市、山鹿市、

			I	1	郎道府県						市等		
i					自立支援網	給付金事業			就業・自立	立支援事業	自立支援	給付金事業	
			母子家庭及び寡 婦自立促進計画	1 X 1 X L Z	白七士坪粉	高等技能訓 練促進費事 業	母子自立 支援プログ ラム策定等 事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プロ グラム策定等事業
	44	大分県	©	©	©	©	©	大分市(1/14)	大分市(県 と共同実 施)(1/1)	(0/13)	杵市、豊後高田市、杵築市、	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市(8/14)	(大分市は県と共 同実施、大分市以 外の県内市在住者 分も県の事業対象 に含め実施) (14/14)
	45	宮崎県	©	0	0	©	0	(0/9)	宮崎市 (1/1)	(0/8)		宮崎市(宮崎市以外の市等 在住者分は県の事業対象に 含めて実施)(9/9)	宮崎市(1/9)
	46	鹿児島県	©	©	©	. ©	©		鹿児島市 (1/1)	(0/18)	阿久根市、出水市、大口市、 指宿市、薩摩川内市、日置 市、曽於市、霧島市、いちき	鹿児島市、庭屋市、枕崎市、 阿久根市、出水市、大口市、 指宿市、薩摩川内市、日置 市、曽於市、霧島市、いちき 串木野市、南さつま市、南九 州市、志布志市、長島町 (16/19)	市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)
	47	沖縄県	0	0	0	0		那覇市、浦添市、 宜野湾市、石垣市 (4/11)		(0/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、名護市(11/11)	市、浦添市、名護市(5/11)	那覇市、沖縄市 (2/11)
	•	継続して実 施(®)	45	47	47	45	42				平成20年度実施予定状》	元 元	
	道府県 合計	平成20年度中 に実施又は実 施に着手(〇)	1	0	0	1	o	176/826	56/56	4/770	737/826	614/826	450/826
		実施予定なし	1	0	0	1	5	(21. 3%)	(100%)	(0.5%)	(89. 2%)	(74. 3%)	(54. 5%)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要(チャート)



申立人の配偶者・元配偶者 (事実婚を含む)

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

 婦人相談員
 全国 1018人(平成20年4月1日現在)

 相談 カウンセリング 情報提供
 婦人保護

 施設
 生活支援

 心理的ケア

相談 カウンセリング 情報提供 一時保護(民間シェルター等への委託を含む) 同伴児童への対応 婦人保護施設への入所 等

福祉事務所(もしくは市町村)

生活保護 母子生活支援施設入所

保育所入所 子育で短期支援事業

母子家庭等日常生活支援事業

児童扶養手当の支給 等

を含む) 生活支援 心理的ケン 自立支援

> 母子生活 支援施設

生活支援

子育て支援

心理的ケア

自立支援

他省庁 等関係 機関

警察

裁判所

公営住宅 窓口

等

協

力

母子家庭等就業・自立支援センター

職業相談から就業支援講習会の実施、就業情報提供等

公共職業安定所(ハローワーク)

特にマザーズハローワーク・マザーズサロンにおける子育て女性などに

対する就職支援

児童相談所

心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

携

連

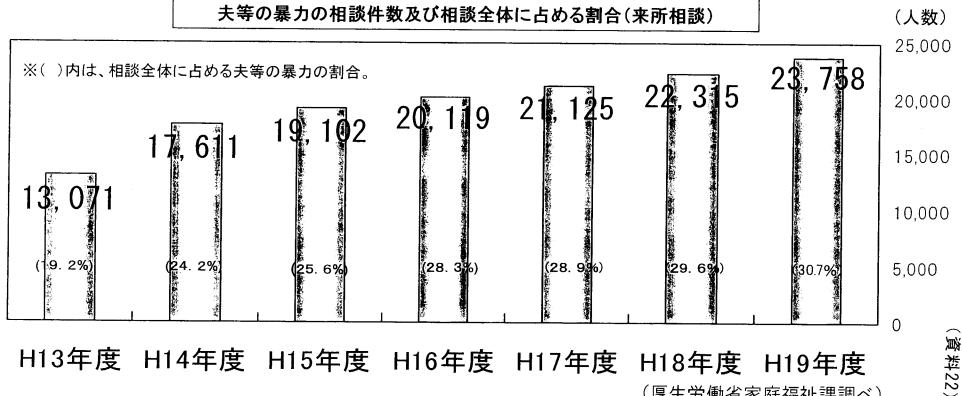
自

立

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

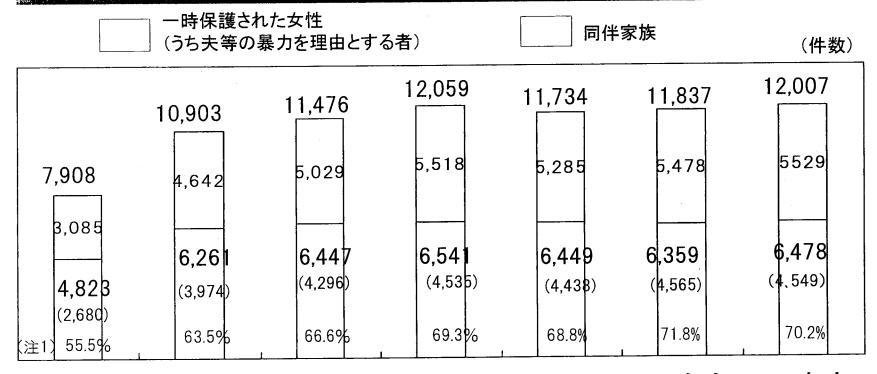


H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13 年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割~7割。
- 平均一時保護日数は14.4日(平成19年度)



H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 〇 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成20年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,750人 (女性本人1,661人、同伴家族2,089人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区	母子生活 支援施設	民間団体	児童福祉 施設 (注 1)	婦人保護 施設	老人福祉施設	身体障害 者更生援 護施設	知的障害 者更生援 護施設	保護施設	その他	合 計
か所数	96	90	25	20	4	8	9	6	3	261
(注2)	(97)	(89)	(23)	(19)	(7)	(6)	(6)	(4)	(5)	(256)

- (注1) 母子生活支援施設を除く。
- (注2) () 内は、平成19年4月1日現在

平成19年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成19年4月1日~平成20年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への 支援を行っている。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて136,475人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所	に よる 電話・巡回相談等の来所指示による	相 談 外国人から の相談	巡回相談、出 張相談による 相談	電 話 相	夜間相談	その他(手紙等)
実人員	(100%) 136, 475	(13.2%) 17,997	2, 626	968	(0.4%) 609	(85.7%) 116,990	24, 187	(0.6%) 879
延人員	(100%) 221, 445	(31.3%) 69,208	8, 122	2, 930	(0.5%) 1,004	(66. 6%) 147, 516	31, 320	(1.7%) 3,717

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は9, 175人であり、実人員総数の51. 1%にあたる。

総数	夫等の 暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先な し、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%)	(51.1%)	(13.6%)	(8.9%)	(4. 7%)	(4. 6%)	(3. 4%)	(2.6%)	(0. 6%)	(10.5%)
17, 971	9,175	2.445	1,600	839	831	618	473	100	1,890

[※]暴力被害男性は含まない。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に 行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護(委託を含む)を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延べ人員	うち一時保護委託分
要保護女子等	6, 478	1, 661	93, 496	23, 763
同伴する家族	5, 529	2, 089	83, 923	29, 511

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の 暴力	帰住先な し、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	人身取引 売春強要 など	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	その他
(100%)	(70.2%)	(14. 9%)	(4.6%)	(2. 7%)	(1.2%)	(1.0%)	(0.7%)	(0.9%)	(3. 7%)
6, 478	4,549	967	295	176	80	67	47	57	240

[※]在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

(5) 一時保護後の状況

総数	帰宅	福祉 事務所	帰 郷	自立	婦人保 護施設	民間団体	病院	他の婦 人相談所	その他
(100%)	(18. 6%)	(15.0%)	(13.5%)	(13. 3%)	(10, 8%)	(3. 0%)	(2, 7%)	(0. 3%)	(22, 7%)
6, 315	1, 176	950	854	8 4 3	683	190	169	19	1, 431

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

平成20年4月1日現在、47都道府県436名(うち婦人相談所223名)、262 市区582名、合計1,018名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総数	来所	に よる 電話・巡回相談等の来所指示による	相 談 外国人から の相談	巡回相談、出 張相談による 相談	電話相	Ⅰ 談 夜間相談	そ の 他 (手紙等)
実人員	(100%) 113, 929	(52.2%) 59,470	3, 935	2, 644	(2.5%) 2,824	(44.6%) 50,786	997	(0. 7%) 849
延人員	(100%) 243, 901	(60.0%) 146,295	8, 677	7, 957	(3, 3%) 8, 136	(35. 7%) 87, 178	1, 651	(0.9%) 2,292

[※]婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は14,583人であり、 実人員総数の24.5%にあたる。

総数	夫等の 暴力	離婚問題家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先な し、 住居問題	子どもの問題	親族間の 問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%	(24.5%)	(20. 4%)	(16.2%)	(9. 9%)	(7.9%)	(6. 2%)	(3.9%)	(0.1%)	(10.9%)
59, 4 7	14,583	12, 115	9,637	5, 867	4,686	3, 701	2,324	49	6,508

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成20年4月1日現在40都道府県に50か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

(1)入退所状況

	前年度末在所者	当 該 年 度 中 新 規 入 所 者	当 該 年 度 中 退 所 者	当該年度末 在 所 者	当該年度中在所延人員
要保護女子等	5 4 4	770	802	512	198, 278
同伴する家族	3 0	473	4 4 2	6 1	19, 725
うち同伴児	3 0	472	441	6 1	19, 722

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が38.1%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が29.9%にのぼる。

総数	夫等の 暴力	帰住先な 住居問題	医療関係	親族間の 問題	経済問題	子どもの 問題	人身取引 売春強要 など	離婚問題 家庭不和	その他
(100%)	(38. 1%)	(29, 9%)	(14. 2%)	(5. 6%)	(3.8%)	(3.1%)	(2.4%)	(1.2%)	(1.7%)
1,314	501	393	187	73	50	40	32	16	22

※在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局(平成20年11月30日現在)

1 婦人相談所等における保護の状況

- 〇 保護した被害者はすべて女性で合計254人。うち248人は婦人相談所が担当。 その他の6人は児童相談所が担当(平成17年度5人・18年度1人)。
- 〇 フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 〇 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

〇年度別保護実績(合計254人)

平成13年度 1人(9/1人)

平成14年度 2人(タイ2人)

平成15年度 6人(タイ3人・フィリピン人3人)

平成16年度 24人(タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人)

平成17年度 117人 (フィリピ ン64人・イント ネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)

平成18年度 36人 (インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人)

平成19年度 36人 (フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人)

平成20年度 32人 (タイ人18人・フィリピン8人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人)

〇都道府県別保護実績(合計254人)

53人 長野県 愛知県 31人 千葉県 28人 東京都 **23人 22人 栃木県 秋田県 18人 島根県 14人 岐阜県 10人 広島県 *9人 鳥取県 9人 群馬県 7人 神奈川県 7人 大阪府 7人 福岡県 6人 茨城県 5人

兵庫県 4人 徳島県 3人 熊本県 2人 新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人

*6人が島根県より、**3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

〇一時保護委託実績(254人のうち89人)

平成17年4月1日~平成20年11月30日までに89人の一時保護委託を実施内訳 婦人保護施設34人・母子生活支援施設32人・民間シェルター22人 児童自立援助ホーム1人

〇平均保護日数 25.5日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 〇 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM(国際移住機関)等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

育成環境課関係

1.「放課後子どもプラン」について

(1)「放課後子どもプラン」の着実な推進について

① 「放課後子どもプラン」の取組状況について

「放課後子どもプラン」については、できる限り早急に、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、文部科学省と合同で実施した「放課後子どもプラン実施状況調査」(平成19年12月1日現在)によると、両事業とも実施している小学校区は、4,153小学校区(全体の19%)にとどまっているところである。

同調査において、事業を実施していない大きな理由として実施場所の確保が困難であることが挙げられたことから、先般、文部科学省と連名で、普通教室として使用しなくなった教室等を「放課後子どもプラン」の実施場所として優先的に活用するようお願いしたところである。(関連資料1 (271頁))

今後とも、放課後子どもプランの実施場所の確保を図り、総合的な 放課後対策の着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

② 「放課後子どもプラン」の今後の事業展開について

放課後子どもプランについては、「地方分権改革推進要綱」などで、両事業の一本化について検討するよう指摘を受けており、これまでも文部科学省と検討を行ってきたところであるが、先に述べた合同調査の結果などを踏まえ、現時点でただちに一本化を行うことまでは考えていない。しかしながら、より効果的な事業の推進方策を検討するため、地方自治体や利用者などの声を踏まえつつ、各地域の様々な状況も考慮に入れながら、引き続き事業のあり方や方法論などを検討していく予定である。今後も必要な情報提供や調査協力などを依頼することがあるので、ご協力方よろしくお願いしたい。

(2)「新待機児童ゼロ作戦」の推進に基づく放課後児童クラブの設置促進について

① 「新待機児童ゼロ作戦」の推進について

平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」においては、放課後児童クラブ (小学1年 \sim 3年) の提供割合を19%から60%に引き上げることが10年後の目標値として定められたところである。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望し

てもクラブを利用できない児童(いわゆる待機児童)は、平成20年 5月1日現在で各自治体が把握しているだけでも1万3千人に上って いる。

「新待機児童ゼロ作戦」においては、現在「待機児童」として顕在化している需要のみならず、女性の就業率の高まりに応じて、今後必要となる中長期的な需要を勘案した絶対量を計画的に拡大することとされており、各自治体においては、今後、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行うに当たって、それぞれの地域におけるニーズを的確に把握し、サービスの提供体制の整備に努められたい。

② 放課後児童クラブの国庫補助について

平成21年度予算案においては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。(関連資料2 (274頁))

ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助(児童厚生施設等整備費)のか所数及び単価の増を図るとともに、改修費(放課後子ども環境整備等事業)についても、か所数の増を図ったところである。

また、ソフト面についても、クラブの新設や分割に対応するため、24,153か所分の事業費を確保したところである。平成21年度予算案におけるソフト事業の補助基準額については、別冊(交付要綱、実施要綱等)資料19の交付要綱案を参照されたい。

さらに、平成20年度第2次補正予算に計上されている「安心こども基金(仮称)」には、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても盛り込まれているところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消に努められたい。

③ 放課後児童クラブの国庫補助に当たっての留意点 既にご承知のとおり、放課後児童クラブの運営面での質的向上を図 るため、

ア 200日以上250日未満開所のクラブ

イ 71人以上の大規模クラブ

については、平成22年度から国庫補助を廃止することとしている。 国庫補助の廃止対象となるクラブについては、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施などについて、改善策が講じられつつあることと承知しているが、特に、71人以上の大規模クラブについては、平成20年5月1日現在で未だ2,461か所(全体の14%) が存在するところであり、これらの解消については、国庫補助を活用するなどして、施設の改修や新たな施設の整備など、早急な対応を図られたい。

④ 国庫補助金の適正な執行について

先般、ある自治体において、放課後児童クラブにかかる補助金の執行が適正に行われていなかったことが判明し、国庫補助金の全額返還を行ったところである。具体的には、①市が運営委託を行っていた民間のクラブの運営主体に実態が無く、個人が実際の運営管理を行っていた、②留守家庭児童かどうかの確認を取らず、任意に入所させた児童の数をもって補助金額を算定していた、③収入支出簿等の帳簿類が存在せず、クラブ運営に係る収支の確認ができない状態であったことなど、不適切な運営が行われていたものである。

放課後児童クラブに係る補助金の交付にあたっては、その実情を確認するなど、運営状況を十分に把握し、適正な執行が行われるよう、あらためて管内市町村への指導を図られたい。

(3) 放課後児童クラブガイドラインについて

平成19年10月に、放課後児童クラブの運営に係る基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を策定したところである。

厚生労働省においては、放課後児童クラブの実施状況調査において、 今年度より、ガイドラインの内容に係る設問を新たに加え、クラブの状況を把握したところである。

市町村におけるガイドラインの策定状況については、「国のガイドラインを活用している」と回答した市町村が全体の約半数に上っていたが、一方で、「対応無し」と回答した市町村も約16%あった。また、ガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況については、「点検・確認有り」と回答した市町村は、全体の約63%に止まっており、ガイドラインに沿った適切な設備等の確保、運営がなされているとは言い難い状況であった。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課 後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ 全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課 後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知 を図っていただくようお願いしたい。

また、ガイドラインを踏まえた取組や各クラブの事業内容については、 クラブ利用者または住民に広く周知されることが重要である。規制改革 会議の第2次答申においても、各クラブの運営内容がガイドラインの項 目に適合しているかについて利用者がわかるよう、情報公開を行うことが必要とされていることから、各市町村においても、利用者の利便性を考慮した積極的な情報公開を行うよう周知されたい。

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、(財)こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「iー子育てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラブ情報の内容を見ると、

- 詳細データが入力されていない、
- 情報が更新されていない。
- ・ 新設の放課後児童クラブの情報が入力されていない

などの状況が見受けられるところである。先般、文書でも更新依頼を行ったところであるが、特に平成20年4月からは、ガイドラインに沿った項目を新たに設けたところであるので、利用者に対する適切な情報提供ができるよう、定期的な情報の更新にご協力願いたい。

2. 児童厚生施設等の設置運営について

(1)児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成21年度における児童館、児童センターに係る施設整備等については、各自治体の実情、要望等を踏まえ、国庫補助基準額の大幅な増を図ったので、施設の設置促進に向けた積極的な対応をお願いする。(関連資料3 (275頁))

また、管内市町村に対しては、健全育成の拠点としての活性化や地域 における子育て支援の拠点施設(例えば「地域子育て支援拠点事業(児 童館型)」の実施)として積極的な活用を図るなどの指導をお願いした い。

なお、平成21年度の国庫補助等については「平成21年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」(雇児育発第0216001号平成21年2月16日育成環境課長通知)によりお示ししたところであるので、管内市町村分を取りまとめの上、3月6日までの提出をお願いしたい。

さらに、今回より協議書の提出の際に、新待機児童ゼロ作戦期間中における各自治体の放課後児童クラブ設置に関する取組状況を把握するため、新たに簡単な調書(関連資料4 (276頁))をお願いしておりますので、協議書と同様、管内市町村分を取りまとめの上、提出をお願いしたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

各地方自治体においては、児童館・児童センターの機能・役割を再確認し、その強化に取り組んでいるところであると思われる。

しかしながら、児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・育成を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動、④母親クラブなどの地域活動を支援し、地域の安全確保を図ること、などを基本的機能としてその有益性を発揮しているところであり、さらに、地域の児童の抱える問題に対応した機能等も求められている。そうした対応の中には、ひきこもりや不登校児童・生徒への支援や児童虐待防止に関わる相談や活動、放課後子どもプラン事業への積極的協力などがある。

児童館・児童センターは、専門性を有した職員(児童の遊びを指導する者)が配置され、地域の児童を幼児から青年まで、共にかかわりながらその成長支援をしていくことができる施設である。地域のすべての児童と保護者に対する総合的な支援拠点として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点事業の活用について

平成19年度から、民営の児童館等においても、学齢期の子どもが 来館する前の時間等を活用して、「児童館型」として本事業を実施し ていただくこととしている。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる 人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しい こと等により、取組が思うように進んでいない状況である。

特に、夏休み等の長期休暇期間中は、朝から学齢期の児童が来館するため開設日数等の要件を満たすことができないという声があることから、長期休暇期間中における弾力的な運営について、実施要綱に明記する予定である(別冊(交付要綱、実施要綱等)資料参照)。

児童館、児童センターには、地域の子育て家庭への支援機能をより 一層強化することが期待されている。少子化や核家族化が進む我が国 において、子育て家庭支援の中核的役割の一翼を担い、いまある人材 や設備をフルに稼働して、地域の子育て支援に資する取組をすべての 施設で取り組んでいただくことが時代の要請ともいえ、より一層の積 極的な取組が求められていることから、各市町村や児童館等関係者へ の働きかけをお願いしたい。

3. 児童育成事業推進等対策事業について

本事業は、児童の健全育成を図るための先駆的な事業、全国的なモデルとなる事業を対象として、事業費の10/10を補助するものであり、平成21年度の協議については「平成21年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について(児童育成事業推進等対策事業)」(雇児育発第0209001号平成21年2月9日育成環境課長通知)により、3月13日までに協議書の提出をお願いしているところである。

特に、本年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、 市町村の取組を優先して採択することとしている。(関連資料 5 (280頁)) ついては、20年度に本事業を活用して実施した取組を事例集としてと りまとめ、厚生労働省ホームページに掲載することとしているので、ホームページの事例を参考にするなど、市町村への周知を積極的に行い、市町 村からの協議の増が図られるようお願いしたい。

また、事例集により、自治体における取組が促進されるとともに、他の自治体の取組を参考としてその地域の状況に応じた形で実施し、またそれをさらに他の自治体が形を変え実施するといったように連鎖する効果を期待している。

都道府県におかれても、協議通知や事例集を踏まえ、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への周知徹底や事業調整を図っていただくようお願いする。

4. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供することは、これから親となる中・高校生にとって、子どもや家庭の大切さを考える契機となるとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待されることから、「子ども・子育てプラン」においても、平成21年度までにすべての児童館等において実施することとされているところである。

厚生労働省では、これまでも、

- ① 児童ふれあい交流促進事業:市町村が児童館等を活用して、こうした 取組を実施する際の経費の補助
- ② 児童ふれあい交流支援事業:市町村における取組を支援するため、都 道府県レベルでの協議会の設置や研修会の実施のための経費の補助

を行い、支援に努めてきたところである。

当該事業については、その具体的な取り組み事例や、事業を始める際の ノウハウがまとめられた冊子「きみからもらったありがとう~中高生と赤 ちゃんのふれあい交流事業より~」が(財)児童健全育成推進財団によっ て作成され、平成20年4月に配布されたところであり、各自治体におけ る事業実施の検討に活用されたい。

5. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待の増加や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員が地域のこれらの問題への適切な関わりが求められているところである。

児童委員・主任児童委員活動が円滑に行われるためには、できるだけ多くの方々に、児童委員・主任児童委員の取組についての理解を広げることが必要であると考えており、厚生労働省としても、民生委員・児童委員に関する省のホームページの見直しを行っているところであり、4月からよりわかりやすいホームページにリニューアルできるよう作業を進めているところである。

また、児童委員・主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援活動を行っていることから、児童や保護者と関わることは、地域住民に周知を図る観点からも有効であり、また、学校との連携を図ることが児童委員・主任児童委員の活動をより効果的なものと考えられていることから、今般、小学校・中学校との連携や「乳幼児健診」、子育て広場や子育て支援センター、児童館等の「地域子育て支援拠点」等子どもや子育て家庭が集まる場を活用し、児童委員・主任児童委員の役割について広報・周知している事例を中心に活動事例をとりまとめているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においても、本活動事例を参考に、地域の実情に応じた児童委員・主任児童委員の積極的な関わり及び子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりに努められたい。

なお、昨年4月に、児童委員、主任児童委員の活動を地域住民にPR する名刺型リーフレットを配布したところであるが、厚生労働省ホーム ページに本リーフレット (PDF) を掲載する準備を進めているところ であり、活用されたい。

また、児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」に積極的に参画するとともに、市町村・児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で適切な役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いする。

「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的に活用されたい。(関連資料6 (293頁))

(2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する 秘密を守るということが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任 児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提 供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得 られるよう格別のご配慮をお願いする。(関連資料7 (294頁))

(3) 委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年5月、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、「民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」と指摘されているところであり、簡略化のための方策について、年度内に結論を得るべく現在検討しているところである。なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努められたい。

6. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、こうした取組のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努められたい。

特に、近年、子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などについては、母親クラブ等の地域組織と連携・協力を図るなど、効果的かつ重点的な取組をお願いしたい。

7. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日~11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成20年9月1日~10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、4,535作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成21年度児童福祉週間の標語と決定した。

「ありがとう つたわるこころが うれしいよ」 t*t t* $^{$

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生 労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市 区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福 祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところであり、地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心にまとめることとしているので、引き続き御協力を御願いしたい。なお、推薦に当たっては、貴管内市区町村の取り組みからも幅広く選んでいただくようお願いしたい。

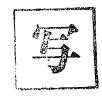
8. 児童手当について

児童手当は、本人からの申請に基づき市町村長が認定して、はじめて受給権が発生する制度であり、従来より、制度の周知に努めていただいているところであるが、受給対象者が児童手当の申請を知らなかったことなどによるトラブルが発生しないよう、更なる周知の徹底をお願いしたい。

なお、市町村が独自に取り組んでいた児童手当制度の案内を母子健康手帳に記載する周知方法については、昨年12月15日付母子保健課長通知雇児発第1215001号「母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について」において、児童手当制度の案内を任意記載事項として取り入れ、本年4月1日以降、使用されることとなったので、お知らせする。

また、周知の一助として、児童手当制度のリーフレット等を作成中であり、できあがり次第、登録のあった必要部数を送付するので活用をお願いしたい。

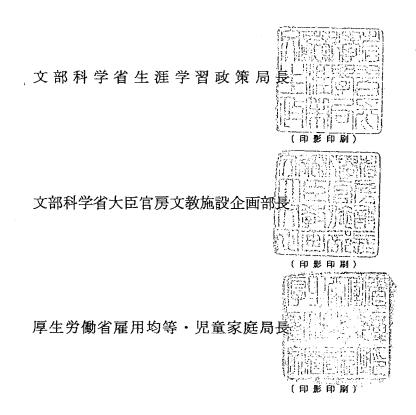
(育成環境課 関連資料)



20文科施第363号 雇児発第1128002号 平成20年11月28日

各 都 道 府 県 知 事 各都道府県教育委員会教育長 各 指 定 都 市 市 長 各指定都市教育委員会教育長 各 中 核 市 市 長 各中核市教育委員会教育長

殿



普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への 活用について(通知)

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年度より文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進しているところですが、その実施場所の確保が大きな課題となっております。

一方、公立学校施設は地域における中核的な公共施設であり、児童生徒数の減少により普通教室として使用しなくなった教室を有効活用することは、市区町村の財政状況が厳しい中、必要不可欠です。

特に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用することは必要性が高く、普通教室として使用しなくなった教室を学校施設の他の用途に用いることが真に必要不可欠な場合を除き、「放課後子どもプラン」の実施場所としての活用ニーズに優先的に応えることが求められております。

「放課後子どもプラン」の実施に当たっての学校諸施設の活用促進については、 既に「「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」 (平成19年3月14日文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省大臣官房文教施設企画 部長・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) によりお願いしているところです。

また、先般とりまとめられた「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)においても、生活安心確保対策として、子育て支援の拡充が盛り込まれております。

貴職におかれましては、このような趣旨を踏まえ、下記の点についてご留意いただくとともに、管内・域内の市区町村、市区町村教育委員会及び公立小学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 普通教室として使用しなくなった教室をはじめとする学校諸施設の活用促進について

「放課後子どもプラン」(「放課後子ども教室推進事業」、「放課後児童健全育成事業」のいずれかを先行して実施している場合、これから実施する場合を含む。以下同じ。)の実施に際しては、子どもたちの多様な活動の場が確保できるよう、学校教育に支障が生じない限り、普通教室として使用しなくなった教室、体育館、図書館等の学校諸施設の有効活用が図られるようにすること。その際、過去に普通教室として使用しなくなり、現在何らかの活用を行っているものについても、「放課後子どもプラン」としての活用ニーズがある場合には、その活用を図ることができないか検討すること。

また、教育委員会において、市区町村における「放課後子どもプラン」の活用 ニーズを学校に対して積極的に情報提供するとともに、学校諸施設の活用状況を 可能な限りオープンにすること。その上で、教育委員会と首長部局が連携して検 討を行い、市区町村における学校諸施設の適切な有効活用を推進すること。

2. 国庫補助を受けて整備された学校施設の財産処分手続について

「放課後子どもプラン」実施に際して、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

なお、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により一時的に学校教育以外の用に供する場合は、財産処分には該当せず手続は不要であること。特に、「放課後子ども教室推進事業」は、実施場所を固定することなく、教室や体育館、図書館、特別教室等の空いている時間での実施が可能であり、そうした場合には、転用手続きを必要とはしていないことから、積極的な活用について検討すること。

3. 事業の管理運営について

「放課後子どもプラン」は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施に当たり学校施設を使用する際は、実施主体である市区町村等が責任をもって事業の管理運営を行うこと。特に事故等の責任体制については、実施主体である市区町村等が主導し、関係者と十分な検討を行い、事前に責任の所在を明確にし、対外的に示すことで、学校の懸念を払拭するよう努めること。

平成21年度「放課後子どもプラン」関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

〇総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23. 453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事 業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実 な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」や「5つ の安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費(ソフト事業)

17,622百万円

- 放課後児童健全育成事業費
 - ・か 所 数 20,000クラブ → 24,153クラブ (+4,153クラブについては年度途中開所分)
- (2) 放課後児童クラブ整備費等 (ハード事業)

5. 668百万円

- 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】
 - ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の 増及び単価の増を図る。

か所数 300か所 → 394か所

単価 12,500千円 → 21,124千円

- 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】
 - 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設(学校の余裕教室等)を 改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。
 - 既存施設(学校の余裕教室等)において新たに放課後児童クラブを実施す る際の児童のロッカー等を購入する場合の費用(設備費)の補助を行う。

か所数 2,835か所 → 5,268か所

(参考) 平成20年度第2次補正予算に計上の「安心こども基金(1,000億円)」に、 放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても計上

(3) 放課後子ども教室推進事業(文部科学省)との連携促進 163百万円

両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、一体的な活動を促すコーディ ネーターの設置、指導者(員)研修を実施する。

児童厚生施設等整備費 国庫補助基準額

改 正 後	現	
(21年度単価 (案))	(20年度単価)	
(別紙)	(別紙)	
平成 <u>21年度</u> 児童厚生施設等整備補助基準額等(案)	平成20年度 児童厚生施設等整備補助基準額等	
(創設・改築施設整備国庫補助基準単価)	〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉	
種 別 基準額	種別	基準額
小型児童館 クラブ室設置 42, 289 千円 35 561 千円	小型児童館	35,086 千円
		31, 105 千円
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 27,239 千円	都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等	23,826 千円
(163.2m以上)	(163.2㎡以上)	50.010 T [II]
児童センター クラブ室設置 58,044 千円	児童センター クラブ室設置	50, 840 千円 46, 859 千円
	九里ピンク クラブ室未設置 カラブ室設置 クラブ室設置	66, 497 千円
	大型児童センタークラブ室未設置	62,516 千円
大型児童館A型 1 m³当たり 70,959 千円 大型児童館A型 1 m³当たり 405,000 円	大型児童館A型 1㎡当たり	356, 800 円
大型児童館 B型 400,000 円 大型児童館 B型 607,724 千円	大型児童館B型	535, 414 千円
児童館・児童センター <u>2,823</u> 千円	児童館・児童センター	2,469 千円
初度設備相当加算 大型児童センター 5,065 千円	初度設備相当加算大型児童センター	4,462 千円
大型児童館 <u>113,947</u> 千円	大型児童館	100, 389 千円
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館) 4,179 千円	移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)	3,682 千円
〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉	〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉	
拡張単価 1 m ² 当たり 142,800 円	拡張単価 1 m ² 当たり	124, 900 円
年長児童用設備加算 5,101 千円	年長児童用設備加算	4,462 千円
	(北部水) 中央 上 三 《	去中 其 滩 出 /正 /
〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉	(放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫社会 (資本課金児童を)	用 <u>即基準単個/</u> 12,500 千円
放課後児童クラブ室(単独設置分) 21,124 千円	放課後児童クラブ室 (単独設置分)	12, 300
放課後児童クラブ室加算 6,728 千円	放課後児童クラブ室加算	3,981 千円
<u>放課後児童クラブ室加算 6,728 千円</u>		0,001 1 1 1

都道府県・指定都市・中核市名

※ 上段はか所数を、下段は児童数を記入 改修等予定状況等

市 町 村 名	放課後子どもプラン 推進事業 (放課後児童クラブ設置促進 事業) 放課後児童クラブ環境改善 事業)			安心こども基金 (放課後児童クラブ設置促進事業)			合 計		
	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児養数	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	20年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数
-									
合 計									

(記入要領)

- 各年度の「実施予定か所数及び増加登録予定児童数」について

 - 1 協議書提出時点で予定している数を記入すること。2 「増加登録予定児童数」は、改修等を実施することによる増加登録予定児童数を記入すること
 - 3 放課後子どもプラン推進事業について、平成21年度実施予定分については、様式10、様式11、様式12についても作成の上、提 出すること
 - 4. 2か年事業等については、整備最終年度に計上すること。

(その他)

平成22年度実施予定分調べについては、平成22年度の予算要求に必要とするため調査を行うものであることからご協力願いたい。

様式10 平成21年度 放課後子どもプラン推進事業(放課後児童クラブ設置促進事業) 国庫補助申請予定額調

実施市町村名	施設名	国庫補助申 請予定額	増加登録予 定児童数	実施事業内容
(1)	2	3	4	(5)
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
				1. 改修 2設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
合 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)

(記載要領)

- 1 ③の「国庫補助申請予定額」は、基準単価案(7,000千円)と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)
- 2 ⑤「事業実施内容」については、該当するもの全ての番号に〇をすること。また市町村、都道府県ごとの「か所数」を記載すること。

-278-

様式 1 1 平成21年度 放課後子どもプラン推進事業(放課後児童クラブ環境改善事業) 国庫補助申請予定額調

実施市町村名	施設名	国庫補助申 請予定額	増加登録予 定児童数	購入予定備品等の内容
1	2	3	4)	
市町村 計	か所			
11114777 61	איהו			
市町村 計	か所			
市町村 計	か所			
合 計	か所			

(記載要領)

③の「国庫補助申請予定額」は、基準単価案(1,000千円)と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)

様式 1 2 平成 21年度 安心こども基金(放課後児童クラブ設置促進事業) 基金使用見込額調

実施市町村名	施設名	基金使用見 込額	増加登録予 定児童数	実施事業内容
	2	3	4	5
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設
				置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
			1	1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設
				置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設
	±, =r			置(か所)
市町村 計	か所	<u> </u>		2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か 1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設
		i		置
				2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設 置
				2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設
市町村 計	か所			置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か)
1月111171 百1	73 171			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設
<u> </u>				置
				2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置 1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設
				置
				2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設 置(か所)
市町村 計	か所			2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か
				1. 小字校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(
A =1				か所)
合 計	か所			2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か所)

(記載要領)

- 1 ③の「基金使用見込額」は、補助基準額と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)
- 2 ⑤「事業実施内容」については、いずれかの番号に〇をすること。また市町村、都道府県ごとの「か所数」を記載すること。

雇児育発第 0209001 号 平成 2 1 年 2 月 9 日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について (児童育成事業推進等対策事業)

標記事業については、現在、予算案を国会に提出しているところであるが、事業の円滑な実施に向け、事前に事業計画を把握するために下記のとおり協議を実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式1による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村(特別区を含む。)の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

- 1. 協議内容
- (1) 都道府県事業(指定都市、中核市を含む。)
- (2) 市町村事業(特別区を含む。)
- 2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

- 3. 提出書類・提出期限 別紙様式1による協議書を<u>平成21年3月13日(金)</u>までに提出すること。
- 4. 留意点
- (1)事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱(案)」 (別添1)のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。 また、「平成21年度 採択方針について」(別添2)により採択することを 原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。 また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表(様式任意)を作成し、 かつ、事業内容数に応じて協議書(別紙様式1)を作成すること。 この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。

また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100万円、市区町村においては、50万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。

(4)協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を 十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (案)

1 目 的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。 ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することが できるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)~(5) に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留意点

国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費 用

- (1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとするが、事業によって必要な場合には複数年での実施も可能とする。

平成21年度 採択方針について

- 1. 平成21年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で 採択する。
- 2. 原則として、児童の健全育成を図るための新しい事業、全国的なモデルとなる事業であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができるものを採択する。
- 3. 対象となる事業については、別添1の実施要綱(案)に定めるとおりであるが、21年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、市町村の取組を優先して採択する。

(1) 次世代育成支援対策の推進に関する取組

① 行政、NPO、企業、経済団体等が連携して実施する子育て支援の推進 (取組内容)

既存の行政施策の一環的な地域活動という関係を超えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO、地域組織、企業等が連携を図り、その地域における子育て意識醸成のための取組、自治体の子育て支援策や企業の取組の好事例などを収集し、情報発信、啓発を行うなどの取組

【地域での取組例】

- ・企業の協力の下、子どもが親の勤務先に迎えに行き、親を連れて定時で退社 する取組など
- ・地域で子育てを支援するため、高齢者などが地域の子どもの見守りや預かり などを行うボランティア活動など

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

※ ただし、事業の必要性・重要性・優先性等を勘案して、必要に応じて上限額 を超えて支出を可能とする。(以下同じ)

② 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場など)、児童館(県立児童厚生施設とその県内の児童館等とのネットワークづくりを含む。)、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うための交流や、ネットワークの形成のために実施

する情報交換や、交通安全教室、災害時の避難訓練などを行う合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限 原則として、1市町村 あたり300万円を上限

③ 妊娠から出産、学齢期までの子育て支援に関する取組

(取組内容)

新生児訪問、乳児家庭全戸訪問、1歳6ケ月児健診、3歳児健診、就学前健診及び学校における健診などの親子と接することができる様々な機会に、子どもの心身の状況やそれぞれの時期において親子にどのような子育て支援サービスが必要なのかを把握しデータベースを構築する。また、得られたデータを分析し、自治体の施策を検証し改善につなげていくなど、他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限 原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するため、帰宅バス運行の試行、集団帰宅、父兄交代同行帰宅の実施などの積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限 原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地